令 脱 \mathcal{O} 炭 素 備 社 等 会 に \mathcal{O} 関 実 する 現 政 資 令 す る た 8 新 旧 \mathcal{O} 対 建 照 築 条文 物 \mathcal{O} 工 ネ 目 次 ル ギ 1 消 費 性 能 0 向 上 関 す える法 律 等 0 部 を 改 正 す んる法 律 \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 施 行 伴う 闄 係 政

000000000000000 独独社 都独独独国 地 日 地 公 建 建 一会資 方道 営 1 立 立 <u>\f</u> 立 立 本 方 築 築 下 住 計 行 行 行 大 行 行 住 基 物 学 诵 画 政 政 政 政 政 本 路 宅 宅 準 水 \mathcal{O} 法法法整 供 法法法法 道 公 法 法工 人国 人国 人法 社 給 ネ 人 備 事 施 人 人 織行都 水 鉄 審 業 法 公 行 行ル 施 社 令 <u>\f</u> 立 施 資 道 議 寸 令 市 会令 高 再 病 行 源 建 法 行 法 伞 昭 設 昭 生 院 等 令 機 施 令 施 昭 消 行令 行令 車 成 和 機 機 構 • 和 平 和 棄 (昭 構 門 運 +兀 構 法 性 $\overline{+}$ 学 輸成 ++ 法 成 法 施 和 能 (昭 昭 年 十行五令 + 兀 施 校 兀 施 施 六 五. \mathcal{O} 政 機 年 年 行 行 令 設 和 +和 年 向 令 構 年 四 五. 政 令 令 年 整 兀 政 政 上 年(平 令 年 + 令 令 第 法 備 政 +に 伞 伞 支援 令 成 令 七 政 関 第 施 年 第 百 成 成 第二百-令 百 行 第 + 年 政 す 令 令 兀 五. 政 百 る 五 五. 十 +機 第二百二号) (抄) 百 十八 構法 令 六 第 五. 百 年 兀 法 伞 年 年 七 政 第二百八 +五 九 百 律 号 号 十八 令第三百二十 + 政 政 成 施 九 八 施 + 令第五百 号) 令 九号) (抄) + 行 行 第百六 号) (抄) (第四 令 八 五 令 /号) 十六号) 抄 (平成: 年 平 政 令第 成二 + 十 (第三 (第 抄) 第六条関 号) 六号) 九 + (第二 -五年政 第四 (号)(抄)(第四条第六号 五 兀 (抄) (第四 条関 条関 百 八 (抄) (第 七十 条 条 年 (抄) (第二号]条第四 係 条第七号関 四 係 関 係 令第二百九十三号) 政 (第四 九 条 係 令 第四 号) (抄) 第 第 (第四 |号関 関 条 八 [条第 第 係 号) 뭉 医係) _ 条 関 係 三号 第九 係 抄 関 号 (第 号関 関 係 係 関 匹 抄 第 係 係 条 第 条関 八 第 号 関 兀 係 係 条 第 五. 号 関 係 61 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)(抄)(第一条関係)

 \bigcirc

一~四 (略)	一~四(略)
次に掲げるものとする。	二号の政令で定める建築設備は、次に掲げるものとする。
法」という。)第二条第一項第二号の政令で定める建築設備は、	二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)第二条第一項第
第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「	第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成
(空気調和設備等)	(空気調和設備等)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令
現行	改正案
(傍線の部分は改正部分)	

○ 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)(抄)(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

第二十条の七 建築材料についてのホルムアルデヒドに関する法第関する技術的基準) (居室を有する建築物の建築材料についてのホルムアルデヒドに	第二十条の七 建築材料についてのホルムアルデヒドに関する法第関する技術的基準) (居室を有する建築物の建築材料についてのホルムアルデヒドに
七・八(略) 六 第百二十六条の四の非常用の照明装置一〜五 (略)	七・八(略) 六 第百二十六条の四第一項の非常用の照明装置一〜五 (略)
て号十二も	て号十二もいか九条の
げらっつ(台を二事に戻る産稚園设等がよいっつにして、この条及び次条において「避難施設等」という。)下この条及び次条において「避難施設等」という。)排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機又は防三条 法第七条の六第一項の政令で定める避難施設、避難施設等の範囲)	げるのの(台族に属に係る産錐を设飾がないのでは、に易合下この条及び次条において「避難施設等」という。)は、次排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機又は防火区画三条 法第七条の六第一項の政令で定める避難施設、消火設避難施設等の範囲)
目次 目次 目次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日	目次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 一章~第五章 (略) 二十八条の二の二) 二十八条の六) 二十八条の六) 二十八条の六) 二十八条の六) 二十八条の二の二一第百 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、
現	改正案

する。 条 0 政令で定 める 技術 的 基 準 は、 次 0 と お ŋ لح

において「内地下この条、第一 する部 根) 並 て同 ド される廊 発散建築材料」という。 \otimes \mathcal{O} る建築材料(以下この条において「第一種ホル じ。)の ホ 積 室 ルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が「平方メートルにつき毎時○・一二ミリグラムを超えるて「内装」という。)の仕上げには、夏季においてその条、第百八条の四第一項第一号及ひ算百寸多のリーニー 分(回 びにこれらの 下そのなり 壁、 ŋ 縁、 床及び天井 他 さ 開 窓台その のれ 建築開 口部に設ける戸その他の建具の)を使用しないこと。 物 П 他これらに類する部 (天井の の部 部分を含む。 を 通 じ ない てこれ 場合におい 以下この . と相 分を除く。 互 室内に ては、 節 通 第二号以上のに面 に 気 屋

2 5

変

第

方法 ょ 八 おそれのない場合にあつては、百二十分の一)以内であることを上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずる「層間変形角」という。)が二百分の一(地震力による構造耐力(第八十二条の六第二号イ及び第百九条の二の二第一項において 十二条 つて各階に生ずる水平方向の層間変位 により計算し、当該層間変位の当 定する地 なけ の二角 ればなら 震力(以下この 建築物 ない。 \mathcal{O} 地 上 款において「地震力」とい 部 一分につい ¬該各階 ては、 を国土交通大臣 \mathcal{O} 高さに対する割 第八 + 山が定め 、 う。 条第 定めるに第一項 合 第

能に関する技術的 [基準)

第 次に 百 七 条の二条の二 掲 げるものとする。 法第二条第七号の二の 政令で定め る技術: 的基 準 は

> する。 第三号の 政令で定め いる技術 的基 準 は、 次

この を発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料につき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルう。)の仕上げには、夏季においてその表面積一平方メ 下この する部 根) 並 て同 保さ 居室)を使用しないこと。 条において「第一種ホ ħ でる廊 条及び第百八 一びにこれらの 分 。 回 下 時 目り縁、 壁、 - その 開 放 床及び天井 他 さ 開口 条の三第 窓台その のれ て国土交通大臣が定める建築材料 建 た開 部に 築 ル 物 П 設 (天井の ムアルデヒド発散建築材料 他これらに類する部 \mathcal{O} 部 項 ける戸その他の建具 部分を含む。 を 第一号において「内 通 じ ない てこれ 場合に 以 が下このと相互に 分を除 におい 平方メート 0 装」と ては、 室 節 < < ゲデヒ 方に おが ドルい以面 屋 い確

2 5

間 形

なけ のない場合にあつては、百二十分の一)な部分の変形によつて建築物の部分に著変形角」という。)が二百分の一(地震 八 方法により計算し、当該 よつて各階に生ずる水平方向 (第八十二条の六第二号イ及び第百九条の二の二におい 十二条の 規 定する地 ば なら 《合にあつては、百二十分の一)以内であることを確かめ変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれという。) が二百分の一 (地震力による構造耐力上主要 ない。 震力 建 操物 (以下この 0 層間変位の当該 地 上部分につい 同の層間・ 款において「地 変位 ては、 を国 各階の高さに対 土交通 震力」とい 八 大臣 · う。 ,て「層 パする割 条第 が 定 止めるに 現一項 間合

性 能に関する技術 的

第

(準耐火: ?げるものとする。 法第二条第七号の二の 政令で定める技術 的

通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞ次の表の上欄に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に れ同表の下欄に掲げる時間において構造耐力上支障のある変形 溶 融、 破壊その他の損傷を生じないものであること。

(表略)

主 要構 造部 のうち防 火上及び避難 上 支障 が な 1 部 分

百 八条の三 法第二条第九号の二イの政令で定める部分は、 主要

部

たも が 周囲への延焼を有効に防止できるものとして、 当該部分が、 定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣 分において通常の火災が発生した場合に建築物の のに限る。 のうち、 次の各号のい 床、 で区画されたものであること。 壁又は第百九条に規定する防火設備 ずれにも該当する部分とする。 国土交通大臣 \mathcal{O} 認定を受け 他の 部分又 (当 該

る者 ることができるも 7 当該部分が避難 、る場合にあ の全てが当該通路を経由しない つては、 のであること。 0 別用に供 通 常 いする廊 の火災時 下その で地上まで に 他 お 0 1 7 通 0) 路 避難を終了 建築物に存す \mathcal{O} 部とな す

耐 火建 築 物の特定主要構造部に関する技術的基準)

第 百 八 八条の 特定主要構 厄 (構造部が、次の各号のいずれかに該当すること:法第二条第九号の二イ2)の政令で定める技術的! かに該当することとす 基準

部にあつては、イ)に掲げる基準に適合するものであることに 特定主要構造部ごとに当該建築物の屋内において発生がいて耐火性能検証法により確かめられたものであること。 測される火災による火熱が加えられた場合に、 特定主要構造部 造部が次に掲げる要件を満たしていること。 が、 次のイ及び 口 (外壁以外の特定主要構 当 いて発生が予 該特定主要 造

> 損傷を生じない 、災による火熱が加えられた場合に、 次の だがる時間構造耐力上支障のある変形、 表に掲げる建築物の ものであること。 部分にあつ 加 熱開 溶融、 始 後それぞれ 破壊その 分に通 他 同 常

の表の

(表略

略

(新設)

耐火建築物の 主要構造部に関する技術的基準)

第百八条の三 は、 主要構造 超部が、 法第二条第九号の二イ20の政令で定める技術的基準 次の各号の ずれ か に該当することとする。

火性能検証法により確かめられたものであること。ては、イ)に掲げる基準に適合するものであることにつ 主要 次に掲げる要件を満たしていること。 れ る火災による火熱が加えられた場合に、 主要構造部ごとに当該 構 造部が、 次の 1 - 及びロ {建築物の屋内において発生が予 (外壁以外の 当該 主要構造部に 主要構 造 V 部 て 耐 あ 0 が

(1)だし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域におは、当該建築物の自重及び積載荷重(第八十六条第二項た いものであること。 耐力上支障のある変形、 及び積雪荷重。 ける建築物の特定主要構造部にあつては、 耐 力壁 エである 以下この条において同じ。)により、 の自重及び積載荷重壁、柱、床、はり、 溶融、 破壊その他の 屋 及び階語 自重、 損傷を生じな 積載荷重 に あ 構造 0 て

(略) (3)

受けたものであること。 イ)に掲げる基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を前号イ及びロ(外壁以外の特定主要構造部にあつては、同号

2 いう。 該建築物の 建築物の特定主要構造部の耐火に関前項の「耐火性能検証法」とは、次 次に定めるところにより、 する性能を検証する方法を 当

自 \mathcal{O} \mathcal{O} きる加熱時間 **勿合に、** と。温度の推移に応じて国土交通大臣が定める方法により求める温度の推移に応じて国土交通大臣が定める方法により求める1重及び積載荷重並びに当該火熱による特定主要構造部の表面1重及び積載荷重並びに当権発 屋 特定主要構造部ごとに、 内において発生が予測される火災による火熱が加えられた 前項第一号イに掲げる要件に該当して耐えることが (以下この項において「屋内火災保有耐火時 当該特定主要構造部の構造方法、 当 該 特 定主要構造部 が、 当該建築 間 で

兀 構造部にあ 特定、 主要構造部ごとに、 つては、 イ)に該当するものであることを確 次のイ及びロ(外壁以外の特定 か め 主要 る

構 造部 特定 が面 主 要構造部の屋内火災保有耐火時間が、 する室に つい て第 一号に掲げる式 によ 当 該 0 特定 て計 算 主

> (1)だし \mathcal{O} 上 積雪荷重。 は、 ける建築物の 一支障のある変形、 であること。 耐 当該 書の規定によつて特定行政 建 楽物(ある) 以下この 主要構造部にあつては、 \mathcal{O} 自重及び積載荷重(第八十六条第二項一、柱、床、はり、屋根及び階段にあつ 溶融、 条において同じ。)により、 破壊その 行が指定する多雪区 他 自重、 の 損傷を生じない 積載 エじないも 構造耐力 国区域にお た

(2) • (3)

たものであること。 に掲げる基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受け 前号イ及びロ(外壁以外の主要構造 部にあつては、 同号イ)

該建築物の 建築物の主要構造部の耐火に関する性能を検証する方法を前項の「耐火性能検証法」とは、次に定めるところにより、 次に定めるところにより、 う当

2

じて国) を、 時 間 荷重並びに当該火熱による主要構造部の表面の 前項第一号イに掲げる要件に該当して耐えることができる加 おいて発生が予測される火災による火熱が加えられた場 主要構造部ごとに、 (以下この項において「屋内火災保有耐 当該主要構造部の構造方法、 [土交通大臣が 定める方法により 当該 主要 、構造部が、 当該建築物の 求 ·めること。 当 火時間」という。 該 温 建 度 自 築 重 0 及び積載 推 0 ※合に、 移 屋 に 内 応

四三 あつては、 主要構造部ごとに、次の 1 に該当するものであることを確かめること。 イ及びロ (外壁以外の 主要構造部

イ が 各主要 面する室に (構造部の屋内火災保有耐火時間 . つ 1 て第一号に掲げる式によつて計算し が 当 該 主要構造 た火災 部

災 0 継 時 間 以 £ で あること。

3

百二十 第一 及 る 九八 次 項、 条第 条 ŧ 及 び 項 項、 項、 のの び 第 \mathcal{O} 百 定 の構造にの構造に 六条 兀 第 五. +規 項、 省二十 第一 項、 七 兀 定 条第 0 項 す 百 構 は、 第 項 つの 第 二十三条第一 項 る カコ 造 - 九条の十三の二、第第百二十九条の二第一 及び 及び b 11 規 百三十七条の 建 部 項 ては、 第 定 築 が 一十七条の十四英 第四 第四 及び 百二十八条の 物 第 を 第二項、 造とみ 当該 項、 項、 項 除 項 項 まで及び 第 建築物 及び 第百二十 第 いなす。 百二十 뭉 に ,て「耐. 第百二十二 兀 第三 並 又 _ 第 項、 びに 百十 0 第 第十六項 対 は 項、 一条 する 部 八 第 -七条第 分で 条 第 第 項 火 八性能関 -九条の十三の一名百二十九条の一 号 及び 百四十五条第 \mathcal{O} 第 第 か 特 七 百二十三条 百 第四 項、 . ら 二項 定 第 + 第二十 当 主 係 す 項、 項、 規 第 要 「条の二、第 第百二十二条 定 構 る $\frac{1}{\mathcal{O}}$ 三 第百二十 造 第百二十 一第三項 と 項 部 項 項 であ **\ 第 ま 物 う で 第 3

火 n 設 造 構 証 面 発 けの る 部 以 生 5 特 法 特 外 が で 部 に が れ 定 定 た防 主要 第 あ ょ \mathcal{O} 予 が 主 限 さ 測 る 同 ŋ 面 要 9確かめられたもの回に火炎を出さない る。 よる火 火設備 構造 項 構 床 項 さ 又は いも 防 第 れ 造 項、 火設 第 る火災による火熱が加えら 部 部 二号に該当する 配である床又は 耐火構造とな が、 壁 百二十三条 として国 が 備 当該防 する に当該 加 る床又は壁 壁を えら 項、 い も 第 \mathcal{O} 1土交通· 火設備と 除く。 第 建 であるも 一号に該 百 れた場合に、 築物 建築物 十二条 のであることについ 項 + (外壁を に当 大臣 及 九 \mathcal{O} 0) 項 当 び 第 屋 (当 のに限る。 開 該 方に 及 0 す 第 項、 認 該 れた場 び 当 建 除 る П 項 該 部 建 第 定 お 築 建 <u>-</u> を受け 加熱 に設 築物 物 築 11) 及び 一合に、 第 て 発 物 七 けら て防 百 項 屋 \mathcal{O} 面 \mathcal{O} たも 生 項 開 か 特 内 以 +6 外 がれ 当 に 定 特 火 П 該 た防 六 \mathcal{O} \mathcal{O} 予 主 定 X 該 お 部 建 百二 であ 測 面 要 主 画 加 い に 築 さ火構要検熱 設 物 7

4

継 時 間

構のび第造適第四 第一 第二 -六条 適用 五. 第 十四四 項、 は、 項、 百二 第 第二 七 第 定す [条第 項 0 項 に 百二十三条第一 構 $\overline{+}$ 第 項 項 耐 0 0 第 か る 浩 規定 V 百二十 及び 及び 火構造とみ 百三十七条の 九 b 建 部 ては、 条の 第百二十八条の 項 第 築 が 一十七条の十四年 及び 第 第 + 物 第 十三の 四 匝 九 を 条の 項、 項、 第二 項 除 当 項 なす。 該 項 ま 第 二第 及び 第百 建 第百 項 で 及び 築 号 て「耐 二十 第百 第三 物 第百二十九 並 兀 __ <u>二</u>十 又 項、 第 第 は \mathcal{O} び 対 吊十六項 に する 第一 部 項 八 条第二 分で主 火性 第百四十五 七 第百二十九 項 条 第百二十三条 条第二項 \mathcal{O} 及 条の 能関 六 び か 百 項、 要 第 第 5 十三の 構 係 兀 当 項 条第 条の 項、 造 規 す 第 流定」と Ź 部 第 百 $\frac{1}{\mathcal{O}}$ 三 0 で 第 第百二十 建 百 第三 あ 項 十二条 項 百 築 一十条第 ごるも 第 兀 ま 物 . う。 で、 項 第百 第 一号 八 及 九 第 _ \mathcal{O} 条 及び項 条 \mathcal{O} 項

の十

百

百二 設 壁 測 防 要 第二号に ŋ 面 لح に火 され 備 構 が 確 火設備が 主要 造 加 か がめられたもの火炎を出さない て国 る火 壁 部 え 当 構 を除 6 該 該 であ 造 当 (災による火熱が加えら 第 土 建 部 れ た場]する建 交通 築物 る床又は壁 当該防火設 が第 十二条第 項 <u>)</u> 一合に、 大臣 及 九 \mathcal{O} \mathcal{O} 11 であ もの び 項 築物 屋 項 活内に 第 及 開 第 0 強備に 項 一号に 三項 び 認 当 るものに限る。 であることについて防 \Box **外** (当該 部に 定 お 当該 を受け 壁 加 11 主を除 熱 設 建 該 第 七 7 発生が 配けられ 築物 れた場 百二十 当 項 建 面 たもの 項、 築物 「する 以外 カコ 5 \mathcal{O} · 予 測 一会に、 - 六条の 0 た防 主要 建 第百二十二 \mathcal{O} であ 及び 0) 屋 面 築 され 火設 内 開 構 物 るもの 項 火炎を出 当 に 造 主 火 П (当 る火災に 要 備 区 該 お ま 部 部 が、 にであ 第百 構 画 加 1 該 第 設 造 検 熱 て 建 「 さ な る 限 当 け 部 証 築 面 る。 による 床又 項 生 5 該 法 以 が Vì 防 に 同 外 が れ \mathcal{O} 項 も火火は項 ょ 第 \mathcal{O} 予 た主

のいて、 百二十第 5 区 いて 下この 規 造 4 画 \mathcal{O} なす。 等関 定 建 は -九条の 築物 は、これらの する特定防 耐 係規 項に 火構造と、これらの防火設備の構造は第百、これらの建築物の部分で特定主要構造部 定以外の 十三の三第三項 部 お 九 いて 分 の 二 の 火設備とみなし、これらの建築物に対 \mathcal{O} 防 五 耐 定主要構造部であるものの構造は耐火構造耐火性能関係規定の適用については、これにの防火設備の構造は第百十二条第一項があるが大設備の構造は第百十二条第一項が大区画等関係規定」という。)の適用に 定 兀 第 並びに第百三十七条の 及 項、 び 第 第百二十 兀 項 第 九条の十 十三の 十四四 \mathcal{O} 規定 七 第 第 $\overline{}$

5

九防 火 ハ戸その

第 設 百 、、1005方人設備は、防火戸、ドレンチャーそ)、法第五十三条第三項第一号イ及び法第六十一次する場合を含む。第百十条カロ第1 第二項、 備 とする。 条 法第二条第九号の二ロ、その他の防火設備) を含む。第百十条から第百十条の五までにおい、法第二十七条第一項(法第八十七条第三項にお. 法 第 + 条 第 その 項、 の他火炎を遮る一条第一項の政でにおいて同じ 法 第二 11 て準 +

2 71 ベ 面 下 な 隣地境界線、 にあ す。 れ \mathcal{O} 積 らに の合計が) 相 離にあるも つては三メー 類 がするも が五 互の外壁間 道 五百平方, のと当該開 \mathcal{O} は、 \vdash メー ルの中 線 前 又 は 心線 トル 下、二階以上にあつては五 項 同 \mathcal{O} 口部とを遮る外壁、 緑のあらゆる部分ル以内の建築物は四一敷地内の二以 防 火設備とみなす。 分で、一 以 上 _ の 袖壁、 0 開 建 メ П 建 築 トートルと 楽物と 物 塀 そ · 延 のル

構 造 部 を 準 耐 火 構 造と L た 建 築 物等 0 層 間 変 形 角

第 百 九 造 条 要 号 部 \mathcal{O} 口 を 又は 耐 \mathcal{O} 火構 第二号 主要構造 造とした建築物を含む。 口 に掲げる基準 造 部 を準 耐 火 · に 適 構 造とした建築物 合 及び第百三十六条のした建築物(特定主 する建 築物 0 地 上部

> にれのて 耐い ののの 三第三項 らの 防防 ては、これ 対する防 建 五. 築物 防 火区 兀 の火設備の とみ 0 第 項 火区画等関係規 部 画 並 及 いなす。 らの 等関 びに 項、 分で主要構 び 第 建 構造は特定防 【係規定」という。) の上第百三十七条の十四の 四 第百二十 建築物の 項 造 定以 部であるもの 九 部 百 条の 分 外の 火設備とみなし、これ +十三の 主 八 萝 耐 条 **構造部** 火 \mathcal{O} の構造は 八性能関 適用については、これ 規 六 定 第 であるもの 议 第百二十 孫規 項 耐 下 定の この 火 , 5 構 九 百 の適用についの建築物 造 項 条 にお と、こ \mathcal{O} 十三 造 九 は らい

5

第 設備とする。 て同 令で定め 条第二項 百 て準 九防 ·定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火:『じ。)、法第五十三条第三項第一号イ及び法第六十 条 火 甪 戸 その 第二号、 法 する場合を含む。 第二条第九号の二ロ 他 \mathcal{O} 1を含む。第百十条から第百十条の五までにお法第二十七条第一項(法第八十七条第三項に 防 火設 法 第 十二条 項、 火炎を遮 第二 一条の る政いお

2 の以一 4 いなす。 面積の 下の 階にあつては三メー 他 隣地境界線、 これ 距離にあるものと当該開口 合計 らに 相 類 互 が でするもの 五. 0 道 外壁間 百平 路 中 -方メートル 1 心 は、 ル 0 線 以中 又 下、 んは同 心 前 線の 項 二階以 部とを遮る外壁、 以一 0) 内の 敷 あらゆる部 防火設備とみなす。 地 上にあつては 建 内 築物 0 は、一の 以 分 上 そで 0 五. 開 建 壁、 築 メ \Box 建 物 部 築 か物 塀 1 5 کے そル

主 要 構 浩 部 を準 耐 火 構 造 等とし た 建 築 物 0 層 間 変 形 角)

第

築物 百三十六条の二第一号ロ又は第二号ロに掲げる基準に適合する建 百 九 条の 0 地 $\frac{1}{\sigma}$ 上 部 分の 層間 法 第二条第九 変形 角 万は、 号の 百 五 三イに該当 一十分の一 以 する建築物 内でなけ 及び れ ば 第 な

の限りでない。
いことが計算又は実験によつて確かめられた場合においては、こし、主要構造部が防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じな分の層間変形角は、百五十分の一以内でなければならない。ただ

る場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、前項2 建築物が第百九条の八に規定する火熱遮断壁等で区画されてい

3 法第二十六条第二項に規定する特定部分(以下この項においての規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

築物とみなす。
「特定部分」という。)を有する建築物であつて、当該建築物の特定部分及び他の部分をそれぞれ別の建除く。)又は第二号に該当するものに係る第一項の規定の適用に特定部分が同条第二項第一号(同号に規定する基準に係る部分を特定部分」という。)を有する建築物であつて、当該建築物の

は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。第百九条の五 法第二十一条第一項本文の政令で定める技術的基準(大規模の建築物の特定主要構造部の性能に関する技術的基準)

一次に掲げる基準

る変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであることれぞれ同表の下欄に掲げる時間において構造耐力上支障のあに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後そ7 次の表の上欄に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分7

(表略)

ロ・ハ (略)

る基準 二 第百七条各号又は第百八条の四第一項第一号イ及びロに掲げ

に関 (大規 する技術的基準 模 \mathcal{O} 建 築物 \mathcal{O} 壁 柱 床そ 0 他 0 部 分又は 防 火 設 備 0 性

> おいては、この限りでない。 損傷を生じないことが計算又は実験によつて確かめられた場合にらない。ただし、主要構造部が防火上有害な変形、亀裂その他の

(新 設

設

は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。第百九条の五 法第二十一条第一項本文の政令で定める技術的基準)(大規模の建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準)

一次に掲げる基準

の他の損傷を生じないものであること。同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれイー次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常

(表略)

ロ・ハ(略

る基準 一 第百七条各号又は第百八条の三第一項第一号イ及びロに掲げ

大 規 模 0 建 築 物 0 壁 等 0 性 能 12 関する 技 術 的 基

準

第百 火 の各号の 九 条の七 V 法第二 ずれかに掲げるも $\overline{+}$ 条第二項 0 とする。 0 政令で定 8 る技 術 的 基準 は、

- るも V \mathcal{O} 規 ŧ 部分並びに防火設備 主要構造部 |模を避難上及び消火上必要な機能の 0 のとして国土交通大臣が定める規模以下とすることができ であること。 の部 分及び袖 の構造が 壁 塀その 当該建築物 他これ の確保に支障を及ぼさな建築物の周辺高火熱面積他これらに類する建築物
- 2 地 土交通大臣が定める熱量を超えることとなる場合における当該土 定める方法により算出した当該建築物の周囲の土地における熱量 発生する通常の火災による熱量により、 の面積をいう。 並びに消火設備の設置の状況及び構造に応じて国土交通大臣が 前項第一号の 人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあるものとして国 「周辺高火熱面 積」とは、 当 建築物 「該建築物の用途及び規 0 屋内にお

第百九条の七 法第二十一条第二項第二号の政令で定める技術的基

- れる時 構造、 損 壁等に通常の火災による火熱が 傷を生じない 当該壁等が構造耐力上支障のある変形 間をいう。 建築設備及び用途に応じて火災が もの 以下この であること。 条におい 火火災 、 て 同 継 2継続 続売 じ することが 測 溶 融 時 加 えら 間 破壊その (建 れた場 築物 予測 合 さ 他 \mathcal{O}
- の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)場合に、当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限り、防火壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた
- 因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。続予測時間加えられた場合に、当該壁等が屋外に火炎を出す原二 壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火災継
- いものであること。
 によつて生ずる応力が伝えられた場合に、当該壁等が倒壊しな四 壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊
- Ŧī. 等で区画 を 有効に防 当 壁 工等が、 該 壁 等 された他の 通常の火災時に 止 0 部分を除く できるもの 部分 であること。 (当該 お か 11 て、 壁等の .. ら 屋 外に 当 該 部 分を除 出 壁 等で区 た火炎によ 画 された部 る当 0) 該 延 焼 壁 分

(別の建築物とみなすことができる部分)

百 床その他の建築物の部分又は第百九条に規定する防火設備 第二項の政令で定める部分は、 十七条第三項において準用する場合を含む。)及び法第六十一条 又は国土交通大臣 に適合するもので 九条の八 条において 法第二十一条第三項、 「壁等」という。 の認定を受けたものを 国土交通大臣が定めた構造方法を用いるも 建築物が火熱遮断壁等 のうち 法第二十七条第四項 いう。 次に掲げる技術的基 以下同じ。 (壁、 (法第八 (以 下 柱、

部分とする。 区 一画されてい る場合にお ける当該火 八熱遮断 壁等 により 分離さ れた

- 場合に、 測される時 物 の構造、 当該壁等に 他 \mathcal{O} 損傷を生じな 当該壁等が構造耐 間をいう。 建築設備 通常 の火災による火熱が 及び用途に応じて火災が いもの 以下この であること。 力上支障のある変形 条にお 火災継続予測時 V て同じ。 継 続 溶融 することが予 加えられた 間 破壊そ **(建** 築
- イ 又 は れた場合に、 の以外のもの(ロにおいて「特定非加熱面」という。) 当該 のうち防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるも ロに定める温度以上に上昇しないものであること。 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時 当該加熱面以外の面(屋内に 面するものに限る。 '間加えら の温度

口に掲げる場合以外の場合 可燃物燃焼温度

- 地 る基準に従 によつて当該室における延焼を防止することができる温度と 7 を不燃材 て国土交通大臣が定める温度 いるとき 当該壁等が第百九条に規定する防火設備である場合にお 特定非加熱面が面する室につい 料 1 可 で造ることその他これに準ずる措置が講じられ '燃物燃焼温度を超える温度であ 内装の仕上げを不燃材料でし、 て、 国土交通大臣が定め つて当該措置 カン その下
- 災継 倒壊によつて生ずる応力が伝えられた場合に、 土交通大臣が定める機能が確保されることにより が損傷してもなおその自立する構造が保持されることその他国 他の部分に防火上有害な変形 当該壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の 原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。 当該壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火 ものであること。 続予測時間加えられた場合に、 亀裂その 当該壁等が屋外に火炎を出 他の 当該壁等の一部 損傷を生じさせ 当該建築物

兀

三

Ŧī. を有効に防 部 該 分 か 壁 6 等 屋 が 止できるものであること。 外 に 通 常 出た火炎による当該建 \mathcal{O} 火 災 時 に お 1 て 築物 該 壁 0 等 他 0 部 分 建 0 築物 延

第 百 九 条 0 九 第 百 九 条 の 十 略

能 に関する技術的基準) 七 条第 項に規定 する特殊建築物 0 特 定 主 要構 造 部 \mathcal{O}

第百十条 令で定める技術的基準は、次に百十条 特定主要構造部の性質 次の各号のい 能 に関する法第二十 ずれかに掲げるも 七 条第 項 \mathcal{O} とす \mathcal{O} 政

次に

る変形、 n に ;ぞれ同表の下欄に掲げる時間において構造耐力上支障の 通常の火災による火熱が加えられた場合に、 次の表の上欄に掲げる建築物の部分にに掲げる基準 溶 融 破壊その他の損傷を生じない あ つては、 ものであること 加熱開始後そ あ

(表略

略

第百 九 条 0 五各号 0 V ず れ か に掲げ る 基 進

火区 画

第 た 部 百 合する建築物で、 は る建築物 に はおいて同じ。)が千五百平方メートルを超えるものは、床面積に部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条に、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けする建築物で、延べ面積(スプリンクラー設備、水噴霧消火設第百三十六条の二第一号口若しくは第二号口に掲げる基準に適 十二条 (特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。 法第二条第 九号の三イ若しく は 口 \mathcal{O} ず n か に 該 当 又す

第 百 九 条の 八 第百 九 条 0 九 略

に関する技術的 第二十七 条第 基準) 項 に 規定する特殊建築物 0 主 要 構造 部 0 性 能

定める技術的基準 百 1十条 主要構造部の すは、 次の 性 能 各号の に 関する法第二十 1 ず ń か に 掲げるもの 七 条 第 項 とする。 0 政 で

第

次に . 掲 げ いる基準

イ の同 0) 他の 表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、 火災による火熱が加えられた場合に、 次の表に掲げる建築物の 損傷を生じない ものであること。 部分にあつては、 加熱開 当 溶融、 始後それ 該 部分に通 破 壊ぞれ常

(表略

口 略

る基準 第百七 条各号 又は 第 百 八 条 0 第 項 第 号 1 及 U 口 に

火 区 画

の二分の一こ目台でその他これらに類するもの の二第一号ロ 百 三イ 一十二条 延べ面積 二分の一に相当する床面積を除く。 が 千五 百平 くはロのい 主要 (スプリンクラー - 方メ 若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物 構造部を耐 \vdash 2第二号ロに掲げる基準に適合する建築物で、ずれかに該当する建築物又は第百三十六条1を耐火構造とした建築物、法第二条第九号 . ル を超えるものは、 ので自動 - 設備、 (式のものを設けた部分の 水噴霧消火設備、 以下この条におい 床 面 積 0 合計 泡消火設 て同 (スプリ 床面 備 積

して、 でそ なら 設構 借 大臣 五分他の 加 百 熱開 であ \mathcal{O} なの 平 \mathcal{O} れ計 認定を受けたものをいう。 らに 用 玉 に い。ただし、 床 方 1土交通-メー 若 途上やむを得 始 つて、これに通常 ス 略 後 でするも IJ á 大臣 時 は ル 間当該 クラ 壁 以 を得ないものに次の各号のい が定めた構造方法を用いるもの 内ごとに 又は特定 加熱面以外の面に火炎常の火災による火熱が を除 自 動 備 のについ 防火設備 式 時 V 0 水 については、この限ないずれかに該当する建。以下同じ。)で区画 間 以 噴 ŧ 下この 準 \mathcal{O} 耐 面に火炎を出 を (第 消 火基 設 条 設 百 け 九 にた部 準 備 ?加えら, 条に規 する建築物 に適 限りでな 分 泡 **ら建築物の部分** 区画しなければ の又は国土交通 さな て同 合する準 \mathcal{O} 消 れた場 定 床 とする防 準耐 11 面 設 も の 備 合に 0 そ لح 火火千

2 とし 通 大臣 は 項 って、 り及 \mathcal{O} 国土交通大臣が定めた構造方法を用 び 屋根 時 間 を受けたものであることとする。 の準 軒耐 裏の 火 基 構 準 造 が、 لح は、 次に掲げる基準 主 要 構 造部 11 、るもの 準に適合す. であ る 壁、 んは国土 柱、

通 れ 溶 同 常 次 融、 表 \mathcal{O} \mathcal{O} の火災による火糧に掲げるの認定を受けれ 0 災による火熱が加えられた場合に、加熱開の上欄に掲げる建築物の部分にあつては、 破 下 壊 欄 3その他に掲げ る時 0 損 間 傷 において構造耐力上支障 を 生じ れた場合に、 な 11 ŧ 0) であ ること。 始 \mathcal{O} 当 T該部分 あ る 変 ぞに

(表略)

一·三 (略)

3

交の災 しに 築 時 確 大臣 L 物 に 保 定 て、 され \mathcal{O} 主 お する場合におい 吹抜きとな 要 · て相 分とが 構 玉 て [土交通-造部 11 定を受けたものであるときは、 る部 互に火熱による防火上有害 を耐 特 定防 大臣 つて 分 火構 (以下この 火設 が定 て、 いる部 造と 備 \Diamond 当該二以 た構造方法 の項に で L た建 区 一画され 築物 上の お他 11 \mathcal{O} な影響 部 を て 7 \mathcal{O} 三以 定 分の 「空間 当 用 11 るも 該 \mathcal{O} 11 るも を及ぼ 規 二以 構 上 造 部 模 0 \mathcal{O} 以上の とみ 上の が 部 \mathcal{O} はさな 又 通 分 常 は 部 な が 分と 国いの 11 空 当 う間該 て 土も火

> 大臣が定めた構造古時間当該加熱面以外 むを得 これ Ļ けたものをいう。 は 壁 と 得ない場合になかの各号のいる に通 ラ 又 内ごとに は で 常の 特 を 自 熱面以 定 動 備 火災による火熱が 防 式 時 火 \mathcal{O} においては、この限ないずれかに該当する建い下同じ。) で区画 外の 八設備 間 方法を用い t 下この 準 \mathcal{O} 面に火炎を出 耐 を 消 (第 は、この限りでないに該当する建築物の 火 設 基 百 け 設 るもの 九 準 た部 条に規 加 お えら 適 11 分 泡 又は国 出さな い |画しなければならない。 合する準 て同 \mathcal{O} 消 れ 定 床 ない。 た場場 でする防 じ。 面 設 もの 王 積 一交通 一会に、 部 耐 0 として、 火設 火構 千 パでその 大臣 五. 加 備 造 百 \mathcal{O} 熱開 \mathcal{O} \mathcal{O} 平 で 用 認 玉 あ 床 方 6 1土交通 だ若し ジー つて、 に 途 定 始 相 歴上 た を受 後 当 類 す \vdash

一・二 (略)

2 交の床通と、 いとして、 前 大臣の は 項 ŋ \mathcal{O} 及び $\overline{}$ 認定を受けたものであることとする。 国土交通大臣 屋根の 時 間 準 軒 耐 事裏の 火 正が定め 基 準 構 造が、 とは、 た構造方法を用い 次に 主 一要構 掲げる基 造 部 るもの 準 で に あ 適合する る 又 は 玉 土 も

損 に 火 災に 傷 次 の 定 のを生じ 8 る時間 表に掲 よる火熱が加 な げる建築物の 構 11 :造耐力上支障 もの えら で あ れた場合に、 ること。 部分にあつては、 0 あ る変 形、 加 熱 開 溶 始 当 融 後それぞれ 該 破 部 壊 分に ぞその 通 他同常 の表の

(表略)

一·三 (略)

臣しににのてお接 と当 保 物 パされ吹 主 はする場 国い 要 該 空間 て相 抜きとなっている部 定 てい 構 を受 一交通 造 部を耐・ 一合にお い · る 部 部 互 立に火 分とが つけたもの 大臣 分 火構 熱による防 が 11 (以下この て、 特定 : 定め 造とし であ 防 た 当 が分その る場 火設 構 該 た建 三以 項に 造 火上有害な 一合に 備 方 お 上の 法 築物 で区 他 お を 11 \mathcal{O} 画 用 部 11 て \mathcal{O} I され 影響 ては、 定の 二以 分の 「空間 11 る ţ を及 構 規 7 上 \tilde{O} 1 当 造 部模 \mathcal{O} ぼ が るも 該 以 又 分 部 さなな ごとい は 通 二以 上 分 玉 常 $\overline{\mathcal{O}}$ が 0 とみ 0 V 空 土 一交通 も の . う。 の 火災 間 該 部 が 分大 と時 確

0 項 \mathcal{O} 規 あ 定 を る 適 \mathcal{O} 用 は す る。 t 0 又 \mathcal{O} は 場 第 合 に 項 お \mathcal{O} 1 て 規 定 が 戸 適 項 用 た だ さ れ L る 書 中 建

築 \mathcal{O} 同 規 定 す る 空 間 部 分 に す る。

り、 号含十にむ一 はの規 の基築 項 合 のし む。 物、 す U 規 定 を 通 規 7 法 物 第 る 条 下 時定に 除に 常 定 滴 若 規 定 第 ¿, も百め次 同間 に 火 に 用 第 ょ 適 法 L 定 第二十 災 十項 わ五耐準の九 る項 潍 ょ ŋ 合 ょ < す に ŋ を 条 基 に 項 耐 りみ す 終 る は ょ と 火除の 火 準 る 了 第 場 準お な 法 n 条 た く 。 三 同 に 基 七 に L 百 耐 L 特 時 合 第 4 第 1 一第二 条間第が て 適 適 準 火 7 た 殊 九 を な 条 同 第 建 + 合 合 建 適 建 条 含 項 (第二 としたさ 一号に掲げ する ľ のむ す 築 用 築築 7 若 七 物物項 時 項 物 る す 五 条 適 建 も項 る \mathcal{O} (第 以 第 用 の規 のを見 建 げ 場 下こ 築 は す 号に 物規 第二十 る 定 百 合 上 九築 定 定 項 る 第 九条含 であ 物基(定 基 定 に 場 条 物 定に 除 避 0 より する一 掲 门 ょ く。 難 項 合 項 む るも は 又 防 ょ ŋ \mathcal{O} 七 時 げ 及 条 を は 三 条 間 る基 法 りみ 火 第 び 第 含 一第二号に 地 第 な と 時 第 次 第 が 百 \mathcal{O} 次 兀 n む 百 を除 六 時 域 間 項 L L +準 項 項 ら 内に $\frac{\Xi}{+}$ 時 + た 準 に 項 間 7 条 に 12 0 次 \mathcal{O} 七 準 建 耐 間 第 項 適 お 適 お 規 規 火 掲 げ 同 六 用 以 合 12 条 耐 あ 築 1 V 定 定 回条第四項の 以上であるも)とした建 るも 条 第 物、 火 す 7 7 12 お を 基 \mathcal{O} る 潍 る 同 同 ょ 同 V 二第 場 基 ľ 準 項 準 \mathcal{O} 法 を ľ ŋ 条 7 又のにに 同じ 第三 合 第 11 準 4 ラ火時規延は規適限 う を 六 又 な 4

> て、 第 項 \mathcal{O} 規 定 を 滴 用 す る

<_ 。 けい定い式 、規ト分か適 方準建 第三 が百の基 に法 を基 第二 メ 準 定 ル 以 床 つ、 合 床 に 築 +準 めて 水 ル 適 第 11 を 法 う。] 文 項 同 t 噴 す す 面 適 物 合 六 時 除 れ る 条 に Ź と 뭉 霧 る 内 防 積 1 等 は 間 第 く。 か部 \mathcal{O} 面 合 す + \mathcal{O} 滴 ごと するも Ź + を 火 準 L 12 以 規 以 b 分 消防 積 のル 合 た建 上 合を 計超 設 耐 第 掲 建 条 下 時 \mathcal{O} 火火 が 定 上 す 当 間 そ け 設 設 に 百九 げ 間 で 主 火 築 \mathcal{O} 同 る 条 L. 百 る基準 構 築物 \mathcal{O} た 進 要 え 物 規 潍 ょ あ 掲 仕 備備 五. \mathcal{O} 第 んるものにいを除く。 造百の平 条の 定に るも た る部 切 Ł な 耐 ŋ げ 築 他 で 耐 平 (準 しに 方メ 間 壁 防 泡区 又 準 建 項 \mathcal{O} 火 火 る 物 三第二 基 構 は 文防 ょ 基 を 火 仕床 方 耐 \mathcal{O} 築 分 を 消 画 0 シ を 除 切 若 に 法 は火 ŋ 準 上 火 さ 造 火 を 潍 物 通 適 . う。 ₹, \smile] 合するも 除 除 支 設 れ \mathcal{O} 壁 L 0 第 地 第 (第二 建 常 定 \vdash 12 **多く**。 とし くは 号 关 時 域 百 き、 備 壁 1 11 築 適 て ル 自 火 ール以内 十七七 三十 第 12 間 第二 が そ 11 若 以 内 物 災 ょ た建 . 掲 を な 百 \mathcal{O} る 下 動 壁 準 項 す ŋ 小 とし Š 六 潍 げ 第 3 + 他部 \mathcal{O} ス 又 内ごとに一 条 耐 あ \mathcal{O} に 了 屋 11 +る基準 第 るも 条 裏 匹 プ は 第 規 特 t 耐 t ۲ は 階 築 火 を 百 時 分 百 リン た建 文 基 0 除 定 火 条 れ で、 法 特 物 九 殊 間 \mathcal{O} 又 _ 条 九 とする 構 は で、 第 は 項 準 条 建 第 5 第 定 項 \mathcal{O} が 一第二号 に 防 0 二条 床 ク に 天 造 L ス 又の に \mathcal{O} 築 築 \mathcal{O} ラ 時 規 延 井 لح プ 限 項時 7 項 類 火 は規 適 物 物 面 五. 定に と時し間 一第二号 IJ Ì 設 間 り、 裏 玉 及 す 第 積 ベ 定 合 の間 E る に 土 び 九 設 備 準 面時 に 規以 す 達 号 百 か積間 ょ るも 定 次 交 t ク 備 耐 第 た 準 第 定 定 第 で 上 /ラー ŋ せ \mathcal{O} 通 \mathcal{O} 平 等 区 火 かが 準 \otimes 建 耐 避 に で \mathcal{O} 百 わら、 <u>_</u> _ 項 基 る基 大 で 方 設 画 五. 耐 準 \mathcal{O} 築 掲 難 ょ あ 掲 九 火 げ 号 臣 時 自 準 火 耐 基 ŋ げ \emptyset に 設 メ 置 し、 百 を条 物 七 る にず平基 部 火除の準 条間第 なのがお動備 に 進 る Ł る

設 間

で 耐

区 火

画

分か適

防

火 準

上

主 火 計 超

要 構

間

百

方

 \vdash

ル(床 ル

内ごと

に

準

構

壁 ル 自

若

Š

メ 仕

以

 \mathcal{O} ス 又

階

又 IJ 特

は

床 ク 防 __ \mathcal{O}

条 面

0

に

規

定

す

る

防

火

設

備

で 耐 亚 な 造 百

区 火 方

画

さ 造 1 切

れ \mathcal{O} \vdash 壁 L

て

11

る L 下 動 壁

部

分 は

ス

プ

定べ一定

面

かが準

平

1

か 積

ら百

ず、

面

積

五.

X に

 \vdash 1

以は、

内ごとにい第一項

方の

0

のル

に

合 床 メ に 築

す

る

耐 合 を

 \mathcal{O} 平

床

若

<

は ル て

は

定

プ

時 に

間 ょ

基

適 物

合 等

する

ŧ

これを除っている。

く。

とし 号

た 掲

建

築

物

で、

方 準

n

建

(第

百

ジ三第二

に

げ

る基

火 耐

裏 玉 び 土 £ 次 達 交 ク ラ \mathcal{O} 通 せ \mathcal{O} 各号 大臣 項 で L \Diamond に 自 設 のがお動備 な 定め け V い式 ず て れ の水 れ る 同 ば ŧ 噴 かに該部分の なら ľ 霧 \mathcal{O} を 消 設 一間仕切腔 火 当す け 設 たも 備 る 部 分 を **が、**く。 支障 う。 除 設 き、 備 が 第 そ を準 な百の 小 11 屋 +他 裏 耐 Ł 兀 火 の 又 条れ とし は 第 6 造 天 12 井 とて項類

5

とし 号に るも とし る建物 壁以て 時火り 項 六 第 彩物、通 + 間 地 第 百 特 又 \mathcal{O} 第百三十六条ののに限る。) た Ł た は 掲 準 域 九 殊 規 と 特 第 建 げ 条 耐内 条 建 建 常 定 る基 火基にあ の三 築物、 築物 によ に 同火 + 定 築 第 災 防 項 物 項 第二 準に対 で、 項 ŋ, の終力 準 条 火 時の n (特 文は 規 法 第 第 設 間 \mathcal{O} 0) とし 一号に 規 定に 定に 適 時 準 延 か 第二十七 定 百 備 つ、 合 第二号に・ 間 九項 耐 ベ 定 避 で Iするも か面時 た建 より に 掲げる基 条 区 火 難 が 若 間準 より しく 第 時 か 積 \mathcal{O} 画 条第三 時 わ 間 第 L 準 が 百 築 Ŧī. 元条の三第二元定める基準に対 らず 千平 耐 準 間以 物、 第 な に \mathcal{O} が 百 は がに限え 準 +け 適 火 第 号に 基準 時 方メ 又 項 条 法 上 れ合 第六 床 は \mathcal{O} 間 第 であるも ば す 項 ا ا なら 規 る に 以 掲 面 築 若 号に掲げる基 物等 定に 潍 適 + 時 上 積 げ L とした建 一号に掲げる基 る基準 ル 合 間 < な耐 \mathcal{O} 適 で を超 1するも 火構 合計 (第 合 条 準 ょ あ のに限る。 は する るも ŋ 準 第 耐 法 えるも 準 造 千 百 火 に 第 亚 築物 基 \mathcal{O} 九 建 項 \mathcal{O} 耐 \mathcal{O} 適 に限 方メ に 限 条 の 基 築 準 物 \mathcal{O} 準 + 床 準 火 合 | 文は法 規 建 に 若 \mathcal{O} に す 七 三第 آ ا とし 定によ 適等物 しく る。 る。 に 適 る 条 準 0 合 建 第 第 た築 はルい 防 す す

11 主要構造部

は 以 第 でそ 上 構 \mathcal{O} た 造 階 \mathcal{O} 口 建 部 に掲 築物 階 に居室を有 を 数 準 げる基 を含 が 耐 二以 火 さい。 構 するもっ 上であ 造 と 又 した は る \mathcal{O} 合 するな \mathcal{O} ŧ 第 建 竪穴部 \mathcal{O} 百 築 三十六条の 建 物 築 吹 (特 物 抜 分 きとな であ (長 定 主 屋 0 要 第 構 て、 0 又 は 7 造 共 地 号 部 同 る 階 口 を 住 部 又 若 耐 分宅は

· 二 (略)

ばす床メ準建る。 三 物、 基 基 百 \mathcal{O} 第二 に 準 る 1 築 準 + な 面 法 限る。 トル 文 項 時 5 準 積 適 物 に 法 条 とし 等 な 合 号 第六 間 適 は \mathcal{O} 第 耐の 適 を超 合計 に 以 合す するもの 規 火 (第 合 た建 とし 構 号に 掲 する 定に + 時 上 がげる基準で Ź 千平 えるもの 百九 間 で 条 浩 築物 条の 建 潍 ょ あ 建 \mathcal{O} げる基 条の 築物 るも た建 に限 床 方メート 耐 ŋ 築物 又は法 規 火基 準 項 若 につ 三第二 定に る。 文は 耐 \mathcal{O} \mathcal{O} (通 (準 に限 準 準 火 <)とした建 第六十 より 定に に 建 は ル 11 防 常 一号に掲 る。 ては、 時 壁 以 火 適 築 適 法 火 合す 合、 地 間 第百三十六条の 第二 災 又 内ごとに一 ょ 七 ŋ 準 域 は するもの 終 (第百 とし 条第 んる特 第一 げる基準 了 内 特 耐 第 築物 時 定 火 百 人基準 にあり、 た建 項 防 九 殊 条第 間 九 で、 項 条の 建 に 時 \mathcal{O} が 限 設 又の 12 間 規 築 築 規 物 項 定 は 時 備 準 延 適 か る。 物 五. 第二 に 定に 第二 ベ 合するも 耐 つ、 の間 で 時 規 カコ 面 法 以 区 火 とし 一号に 一号に 定に 間 基 か 積 ょ 第 第 定 上 画 ŋ 準 わ が 準 百 避 で より た 千 平 準 九 掲 難 あ に 6 耐 \mathcal{O} 定 掲 な ず 8 げ 火 に 条 建 七時 る け 適 耐 げ 合 方基火限のる築る条間第 る れ

6 10 (略)

11

て は 主 同 る 口 部 住 又 若 構 分、 宅 造 くは \mathcal{O} 部 一階以 階段 住 を 戸 第 潍 でその 二号 0 上 耐 部 0) 火 階 構 分 口 造とし に 階 に (当 数居 掲 該 室 げげ が 二以 る基 部 を た 有 分 建 か 築物 準 上 する 一であ 5 に いもので ものの竪っ 0) 又 は 4 第 が の 百三 穴 建 出 部 築 入りすること 吹 物 分 六 いきとな であ 条 長 \mathcal{O} って 屋 つ又

る防 と準 これ 昇 所降、 れ 以を V か 、 う。 耐 に該当する竪穴部分については、この限りでな、火設備で区画しなければならない。ただし、次に |耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第点に類する部分を除く。次項及び第十三| \mathcal{O} \mathcal{O} 以下この 電 分 分、 (直 ダ その 接外気に開放され クト 条におい が他これが スペ Ì て同じ。 らに 6 次項及び第十三項にお ス \mathcal{O} 0 類 4 れている廊下、バルーし。)については、火 部 でするも 分その が 出 \mathcal{O} 入 他 を含 'n これ ること ルコニー たらに いて同 当 各号 該類竪です 4号のいず1に規定す じ。) ーその 六部 る部 降 きる 機 他分分の便

区 火 文 用 び第十三項へ設備、同項 \mathcal{O} 分に応じ、 V の規定による区域にる特定防火設備 る 項、第四百 《の規定による区画に用いる戸は、次の各号に掲げる《ただし書の規定による区画に用いる十分間防火設備 当該各号 項、 | 画に用に開います。 第 第七 に 五 いる法第二条第九号の二ロに規七項、第十項、第十項、第十一項又は第1項、第十回又は前項の規定によ 定 んめる構 造 \mathcal{O} ŧ のとし なけ 口に規定する防又は第十二項本足による区画に n ば なら な

21

(略)

22 20 項までの 断 建 壁 築 物が 等により 火 規 八熱遮断 定 分離 0 適 壁等 さ 用につい れ た 部 で区 分は、 て 画 ささ は、 れ それぞれ て 第 1 る場合に 項 又 は第 別 \mathcal{O} 建 おけ 十 築物とみなす る当 項 か ら第十 該 火熱

23 る特定部分及び他 第 項 百 0 九 規 条 定 の 二 の 0 適 用 第 に の部分をそれぞれ別の 三項に規定する建築物に係る第 0 V١ 7 は、 当 「該建築物の 建築物とみなす 同条第1 三項に 項 文 へは第 規 定

木造 建 築物 \mathcal{O} 防 火壁及び防 火 ケ床)

第百 十三条 防 火壁 一及び 防火床 は、 次に掲げる構造とし なけ れ ば な

> 該竪穴部の類する部の 各号 て 二 同 0 口 に 昇 U - その Ď 規 降 11 定する防 。) と準 他これ 分以外 ず 分をいう。 \mathcal{O} 便 'n 昇 降 カコ 0 火設備で区 ・耐火構造の らに類する部 路 部分 該当する竪穴部分につい設備で区画しなければな 0) 部 以下この 分、 (直 パその ダ 床 接 の分を除 条におい クト 者しくは壁又は法第二条第 (外気に開放されている廊 ス ζ. 、 て 同 Ì 5 ならない。ただし、 次項及び ス ては、 じ。)につい 0) 部 す 分その るも この 第十三項に 、限りで 下、バ たし、次別九号の ては、 お 5 ル いのニ いコ 当

略

5

18

19 12 用いる特定防-文の規定による 文の規定による でで第十三項の をである。 である特定防-い第 規定による区画に用いる法第二条第る特定防火設備、第七項、第十項、 7 (略) 第 ただし書の規定による区 それぞれ 0) 兀 規定による区画に用いる戸は、 項、 当該 五. 項、 各号 + 定定め 項 のる構造 一画に用い 第十一項¹ 前 項 0 0 次の <u>_</u> る十分間 ŧ 規 定に \tilde{O} 又 1に規定するなくは第十二項-各号に掲げ 防 る 火設 画 ばる備防本に

<u>·</u>

20

21

略

(新

新 設

(木造 0 建 築物 0 防 火 壁 及 Ű 防 床

第百 十三条 防 火壁 及 び 防 火床 ば、 次に定める構造とし な け れ ば な

らない。 <u>〈</u> 匹 略

 $3 \mid 2$ 略

第 防火壁又は防火床で火熱遮断 項の規定は 適用しない 壁等に該当するものについては、

(建築物の界壁、 間 仕切壁及び隔壁

2 5 5 第百十四条 (略) 略

6 遮断壁等により分離された部分は、 建築物が火熱遮断壁等で区画されて 第三項又は第四項の規定の いる場合における当該火熱 適

用については、 それぞれ別の建築物とみなす。

防 火壁又は防火床の設置を要しない建築物に関する技術的基準

第百十五条の二 的基準は、次のとおりとする。 法第二十六条第 項第二号口 0) 政令で定める技術

<u></u> 5 匹 (略)

五. 地階について、 その特定主要構造部が耐火構造であ る か 又

はその主要構造部 が 不燃材料で造られていること。

六~九 (略)

2 舎 並びに水産物の増殖場及び養殖場の上家とする。 法第二十六条第一項第三号の政令で定める用途は、 畜舎、 堆 肥

(適用の範囲)

百十七条 (略)

2 第 それぞれ別の建築物とみなす。 次に掲げる建築物の部分は、 0 節 0 規定の 適用 につい ては、

> 5 ない。

\ 匹 略

3 2 略

規 + 定による認定を受けたもの 第百 条 第 元条の七に規定する技術的基準に 項 第 一号に規 流定す 、る構造方法 は 第 項 丘を用 \hat{O} 適合する壁等で 規定に適合する防火壁 るもの 又 は 同号の 法第二

又は 防火床とみなす

(建築物の 界壁、 間 仕 . 切 壁及び)隔壁

第百十四 _ 条 略

2 5 (新設) (略)

防 火壁又は防火床の設置を要しない 建築物に 関する技術的基準

第百十五条の二 は、 次のとおりとする。 法第二十六条第一 一号口 0) 政令で定める技術的基準

(略)

五. ていること。 地階の主要構造部が耐 火構造であ ŋ, 又 は不燃材料で造ら

れ

六~九 (略)

2 びに水産物の増殖場及び養殖場の上家とする。 法第二十六条第三号の政令で定める用途は、 畜 舎、 堆た 肥 舎 並

(適用の 範囲)

百十七条 (略)

2 第 それぞれ別の建築物とみなす。 次に掲げる建築物の部分は、 この 節 0 規定の 適用につい

場 ②合における当該床又は壁により分離された部分建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区 の床又は壁で区画さ れ て 11

(直

第 の 離 げる 直 欄 同 な 百 次条十 『又は下欄に掲げる数値以下となるように設けなければなら『表の中欄又は下欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表『室の種類の区分に応じ当該各居室からその一に至る歩行距『通階段(傾斜路を含む。以下同じ。)を次の表の上欄に掲示第一項において同じ。)においては、避難階又は地上に通常、建築物の避難階以外の階(地下街におけるものを除く 第

構

造

部が準構

耐造

ある場合 火構造で

(特定主

通 階段の 設 置 る

> 場 合における当該区画され 建 築物 が 開 口 部 \mathcal{O} な 11 耐火構造の た部分 床又は壁で区画されてい

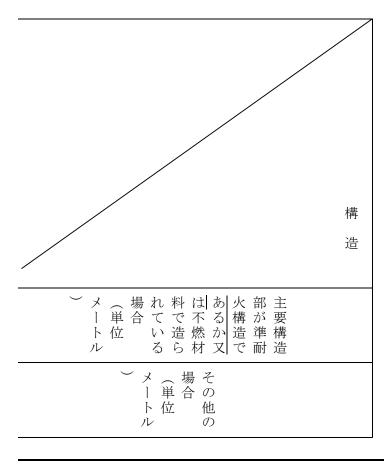
> > る

略

(直 通 階段 0 設 置

ない。 音二 る居 る直通 中が 次 より間に掲ぶ ・の記 ・の記 ・の理類の区分と ・の理類の区分と ・の理類の区分と ・の理類の区分と ・の記 ・の理解のとのと ・の理解のとのと ・の理解のとのと ・の理解のとのと ・の理解のとのと ・の理解のとのと ・のでは、 ・ののとのとのと ・のでは、 ・ののとのとのとのと、 ・のでは、 ・ の中欄又は下欄に掲げる場合の区分に応じそれぞい種類の区分に応じ当該各居室からその一に至る・項において同じ。)を次の表の上層(傾斜路を含む。以下同じ。)を次の表の上層を物の避難階以外の階(地下街におけるもの に掲げる数値以下となるように設けなければ に至る歩 上地の 一欄に 上 を な同

の離げず



メ (単 造 燃 ト 位 場 れ ア 合 で

造部が不

ル

ト 位

む。

又

場合の

造である 場合を含

他

 \mathcal{O}

が耐火構 要構造部

 (Ξ) ((-)居 室 略 \mathcal{O} 種 類 略 略

2 のに に を そ のお 除 1 階 \mathcal{O} \mathcal{O} 居 面 主 する部 ₹. 室で、 他 \mathcal{O} を加えた数値を同項の 仕上げを準不燃材 7 要 で 居 の通 構 同 あ る建 室 造 及び天井 に 路 分 部 っいい (回 の壁 該 築 が 居 又 物 準 り縁、 7 (床 室及 を含 は 耐 は、 主 火 (天井のない 流面かられ む 構 料 要 この 窓 でしたものにつ 構 造 表の数値とする。 台その他これらに 造 次 で 限りで 条第 の高さが から地上に 部 あ る が 場合に、 不燃材料 建 な 項 築 ー・ニメー 及 物 ۲, おい 通ずる び て :で造ら 特 第 ただし 類する ては、 は、 定 百 主たる廊 主 ħ $\overline{+}$ 前 1 要 屋根) 項 の 構 部 ル 7 分を除 以 1 十 造 る建 表 の 下 下 五. 第 部 \mathcal{O} 階 0 が 以数 室部階築内分段物 $\stackrel{<}{\scriptstyle_{\circ}}$ 項 耐 上 値 火 に

4 3 出二に つ出 定 第 11 主 て 用 要 は、 がいて に至る歩 構 L 項 て同じ。 な 造 \mathcal{O} その \mathcal{O} 規 部 階の を 定 居室 は、 行 耐 みにあるも 距 火 構 \mathcal{O} \mathcal{O} 主 離 の各部分から避難にあるものの当芸 造とし が 住戸でその 要 兀 構 造 + た共同 部 メ 1 を 階数が二又は三であく同住宅を含む。第百 準 1 該出 難階 ル 耐 以 火 入口の 下である場合においては又は地上に通ずる直通階 構 造 む。 とし)ある階以: た 百二 共 り、 同 外かのか $\overline{+}$ 住 宅 階に つ、 条 (特 \mathcal{O}

以 上 \mathcal{O} 直 通 階 段 を 設 け る場合

百二

条

2 第 で造 司 主 項 要 中 5 構 れ 造 五. ている建築物 部 十平方 が 準 耐 火構造 メ] につい 1 で ル あ とある て前 る 建 項の 築 0) 物 規定を適用する場合には以は主要構造部が不燃材 は 「百平 方 1 が ル

と

2 階 の除 \mathcal{O} 建 (Ξ) (-)< 0 室内に 階段 部 以 数値に十を加えた数値を同 築 主 居 分を除く。 物 要 上 室 くその 0) 構 \mathcal{O} 略 \mathcal{O} 階の \mathcal{O} 面 居 浩 種 留する部 仕上げ 他の 室 部 土で、 類 居室に が)及び天 通 準 りを準不 路の 分 当 耐 該 火 壁 構 居 燃材 室及 井(天井の 造 ては、 ŋ (床面 で びこれ 項 料 あ この でし \hat{O} 窓台その カコ る 表の数値とする。 5 か ない たものにつ \mathcal{O} 限りでない。 か 又 高 5 は ・場合に 他これらに さが一・二メ 地 不 上 略 に 材 V) お 通 料 、ては、 V ず で 類す る主 ては、 造 ただし 5 略 上たる廊 前 る れ 部 項 屋 ル て 十五表 分を 以 V) 下 下 る

4 3

略

るもの 戸 兀 部 でその 分か 第一 +メ 6 1 0) 項 階数が 避 当 \mathcal{O} 1 該 難階又は 規 ル 10出入口 定 以 二又は三であ は、 下 で 0 あ 地上に通ずる直 主 る場 あ 要 る階以 構 一合に 造 ŋ, 部 外かかか を お 潍 11 階に 通階 つ、 て 耐 しは、 火 段 9 構 出 V 0 入口 造とし 適 ては、 用 こ が L に至る歩 な その 0) 階 同 居の 行 住 室のにの 距 離 が各あ住

二以 上 \mathcal{O} 直 诵 を 設 け る場合

第 百二十一 条

平 る 方メ 建 主要 築 物 構 浩 に 1 0 部 ル ٧, が とあ て前項の 準 耐 るの 火 構 |規定を適用する場合には、||造であるか、又は不燃材料 は 「百平 - 方メー 1 と、 同 「百平 項 中 5 方メ 「 五 て + い

3 すし 7 区のを 間 は 歩 設 ならな \mathcal{O} 行 方 い け 百 で、 長さ 経路 る 項 X 場 \mathcal{O} 方 は、 避 の合 規 \vdash メ 全て 難 に 定 1 ル ただし、 上 前 おに \vdash 条に に لح 有 V ょ ル て、 共 あ 効 n な 規 通 る と 居 居 バ 定 \mathcal{O} 難 \mathcal{O} あ てする歩 室 重 階 ル 室 は る コニー、 \mathcal{O} 複 の又 0 各部 各 は 区 兀 は 行 間 部地 百 分 距が分 上 平 屋か 離 あかに 方 百 5 ると ら通 外 \mathcal{O} 亚 数 ず 通 各 方 る 路 当 値 き 直 \vdash メ その 該の に 通 二以 ル 二分 重 お 階 1 段に 他 け لح 複 上 ル これ る当 す 区 \mathcal{O} \mathcal{O} 間 _ 至 直 る と

4

るも

 \mathcal{O}

澼

難

することが

できる場

合

は、

この

限

り

で

な

澼 難 段 \mathcal{O} 設

第

乗段なる 階 以 け換壁あの部 百 5 を 降 室 直 段 下 又 0 る に 十 二 7 な は 除 で 口 \mathcal{O} 通 と \mathcal{O} \forall 建 れ \mathcal{O} 上 る法 < 部 Ļ 耐 ピ 階 階 又 11 通 は \mathcal{O} 築 分、 条 \Diamond 定 火 段 ず \mathcal{O} は階 物 主 ただし、 構 建る 防 \mathcal{O} は 床 要 地の 又 で 部 昇 同 建 火 百 造 築 直 構 床 は 面 下 降 物 で 平 床 \mathcal{O} 分 条 通 積 主 築 造 面 を含 開 床 機 の部 階 第 備 方 面 第 \mathcal{O} 階 要 物 積 合 構 九 メ 積 若 \mathcal{O} 特 十 段 が 以の \mathcal{O} П (直 む。 昇 項 は 合 号 面 \mathcal{O} L 定 五. 計 不 下 造 Ŧī. 合 降路 < 階 燃 計 \mathcal{O} 積 接 1 主 \mathcal{O} 次が \mathcal{O} 部 階 ル 階 が外 規以 条 百 計 は 要 材 が が以 壁及び 上の 平料 気 口 \bigcirc 百 \mathcal{O} 構 定 \mathcal{O} 百 不 上 主 部 · 二 平 以 規 で造 に 平 方 に 造 に 平 燃 \mathcal{O} 階 開 方 規 内ごとに は 廊 ょ 方 分 部 定 メ 要 材 階 「又は地 による質 Ì 下その る特 ら構 定 放 メ 特 (当 が メ 料 主 Ź] 定防 耐 方 1 す 1 れ 造 で á 該 別 れ \vdash 火 ル て 部 \vdash 造 要 構 下三 以 防 昇 て 耐 ル 火 他 避 避 11 がル 5 構 · る建 設 下で 準 (共 難 以 火 \vdash 火 \mathcal{O} 降 造 難 11 れ 造 階 下で 設 る階 であ 階 構 避 機 階 ル 備 耐 T 部 あ 以 造 同 築 火 備 で 難 \mathcal{O} 段 以 段 が る建 とし 又は 構 あ 乗 下 物 下 段 \mathcal{O} 住 区 \mathcal{O} る る 準 含 場 床 宅 用 降 \mathcal{O} 建 の室 画 で 造 る 耐 なけ 階 £ に 若の さ に \mathcal{O} 築 特 合 地 で 場 築 火 む 供するの階 物 下二 面 住 n に 别 を あ 合 物 構 < たも す 戸 れ 通 避除 る を で 造 で 設る はに ばず 階 建 除 難 < 五. で 第

3 1 類 由 え 複 \mathcal{O} を んては 区 歩 設 L 間 な 行 け あ なら 項 る لح \mathcal{O} 経 る で、 場 長 路 あ \mathcal{O} \mathcal{O} な 3 合 規 \mathcal{O} は る 澼 は す に 定に \mathcal{O} × 難 兀 お は ただし、 上 前 て ょ 11 百 $\overline{}$ に共 条に て、 ŋ 有効 亚 澼 方 百 な、活と 規 通 居 難 メ 平 定 \mathcal{O} 室 階 方 す ル 室 重 \mathcal{O} 又 1 メ コ Ź 各 は \mathcal{O} 複 ル = 各 歩 区 部 地 1 Ī, とす 部 行 間 分 上 ル が か に 分 距 屋 か 5 離 あ 通 と , e ると 外 各 ず \mathcal{O} 通 数 る一 直 きに 路 当 値 通 その 該 \mathcal{O} 階 以 百 重 お 段 上 平 他これ 分 に 複 け 方 \mathcal{O} 区 \mathcal{O} 至 る 直 メ 当 間 る 通 を 該 ら を 通階 \vdash

るも

す

0

澼

難

することが

で

きる

場

合

は

この

限

ŋ

で

な

۲

重

常段

ル

経

4

避

難

段

0

設

が外ル計は 路 要項 五は計不地 の造 百 の規以 燃 壁 及 \mathcal{O} 構 次 が 百 下 床 条の び 部 百 十 二 以 平 又 造 材 あ 面 定 平 規 開 内 方 は 廊 分 上 料 部 積 る ごとに 平 で造 によ 条 定 メ \mathcal{O} 規 方 以 放 特 下 (当 が \mathcal{O} その 階 定に メ す 方 3] 耐 下 合 定 6る特 んる防 Ì 文は 防 該 5 \mathcal{O} 又 建 れ \vdash 火 計 ょ ŀ れ階] 耐 ル 昇 構 は 7 火 他 が 築 地下三 る避 \vdash 火 (共 設 降 造 別 ル 百 火 \mathcal{O} て 不 物 (そ 設 備 であ ル 構 澼 機 澼 以 亚 る \mathcal{O} 下 造 同 方 備 以 \mathcal{O} 難 難 る \mathcal{O} 材 で 難 五. 階 で を含 乗 る 階 階 建 下 段 の住 区 \mathcal{O} 主 メ 料 階 建 要 宅 降 段 あ 1 \mathcal{O} 室 床 画 用 以 段 築 以 で とし 下の 造 若 ŧ に \mathcal{O} さ に \mathcal{O} 築 又 る 物 構 1 上 む 物 は 場 ·6 造 \mathcal{O} 面 住 n 供 た で ル 0 たも 階に する 8 地 する < なけ 合 戸 特 部 以 れ 階 (階 を除 下 で は 別 設 に 下二 で \mathcal{O} が て (そ 区 部 け 換 壁 乗 通 準 あ \mathcal{O} 段 れ 避 11 一階以 でずる あ つて ば 画 5 気 又 を 分で 降 室 難 耐 る \mathcal{O} さ は 除 なら 階 る場 れ \mathcal{O} 口 \mathcal{O} 火 建 主 ं 段 構 れ は、 耐 部 直 る た 特 ピ 下 築 要 に 8] な と 7 定 火 分、 通 \mathcal{O} 造 合 物 構 防 構 階 階 を 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 11 で 造 通 で 0 る場 で 部 段 ず あ 窓 火 百 造 昇 \mathcal{O} 除 五 部 設 平 床 た \mathcal{O} 分 降 は 建 る 床 る 階 が を含 だ 同 か、 合 開 以 第 備 方 床 機 築 直 準 面 面 九 若 Ļ メ 積 \mathcal{O} 条 物 通 Ŀ 口 (直 積 耐 i 第 昇 又 お 号 面 \mathcal{O} の階の 又 の火 む 主三 合 < 降 は階構 の積接 1 十段合 は

2 第 3 2 第百二十八条の三 第百二十六条の五 2 第 を、 一 建築物が開口部のない準耐火構造それぞれ別の建築物とみなす。 百二十六条の四 百二十六条の二 区 V \mathcal{O} 定 (設置 地下街 ずれかに定める構造としなけ 適用に 次に掲げる建築物の部分は、 前 条第九号の二ロに規定する防火設備でその構造が第百十二条第 による特別避難階段としなければならない。 画され は国土交通大臣の認定を受けたもので区画されている場合にお として、 百十 十五階以上の売場に通ずるものはその全てを次条第三項の1項の直通階段で、五階以上の売場に通ずるものはその一以 る当該床若しくは壁又は防 九項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たすも -七条第1 つい 7 (略) 国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しく 7 る場合にお は、 二項 地下街 前条第 略 (略) それぞれ 、各号に掲げる建築物の の各構えは、 一項の非常用の照明装置 いては、 別 この 0 ればならない 火設備により 建 この 節 築物とみなす。 限りでな 次の各号に該当する地 の床若しくは壁又は法第 0 が規定の 部分は、 分離された部分 適用に は、 次 0 つ 0 節 1 各 ては、 0 規定 下 号 Ď 規上 道 第百二十八条の三 第 2 第 3 2 第百二十六条の 新 百二十六条の二 かに定める構造としなけ 百二十六条の それぞれ別の建築物とみなす。 規 を、 (設置) (地下街 設) 前 (略) ける当該区 は国土交通大臣の認定を受けたもので区画されている場合にお \mathcal{O} 条第九号の二口に規定する防火設備でその 次に掲げる建 定による特別避難階段としなければならない。 十九項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たすも 十 五 として、 建築物が開口部のない準耐火構造の 略 0 ||階以上の売場に通ずるものはそのすべてを次条第||に直通階段で、五階以上の売場に通ずるものはその 略 限りでな **四され** 五. 国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しく 兀 築物の 前条の 地下 略 た部分 略 ·街 部分は、 れば 非常用の 0) 各構えは、 なら この 照明 ない 節 装置 0 次の各号に該当する地下 床若し 規 定の は、 構造が第百十二条第 くは 適用については、 次 0 各号 壁又は法 0)

項 以

の上

11

ず

れ

道

衆電二 を二メー 話 所 そ 1 \mathcal{O} ル ル 他これらに類するものにあ以上接しなければならない。 未満とすることができる。 つて ただ は、 Ļ その 公 接 衆 する 便 所、 長 さ 公

(略)

三~六 幅 段及び八分の 員 (五メ 略 1 ト ル 以 一をこえる勾 上 天 井までの高さ三メ 配 0) 傾斜路を有 ĺ しな 卜 ル 以 いこと。 上 で、 か

2~4 (略)

5

て、 第一 る 供 同 構 条 項 とあるのは \mathcal{O} の十 下 のは する地 くまでの ・七項及び第十九項から第二十一第百十二条第七項から第十一項 造 兀 第 下]第一項 号 地 百十二条第七 第 \mathcal{O} 部 + 定 街 各構 十四四 は、 階 口 を 各 規定中 若しくは第二号 耐 又は三階以上の階に居室を有するも 項 」とあるの 下 耐 第七号 火構 火構 地 項 中 地下街の 街 え」と、 え 中 \mathcal{O} 各構 主 造 下 造とした建築物を含む。 「建築物」とあるのは 「該当する建 と読 項 中 · (第百· 要 街 ٢, 構 各構えに 準 の各構えの部 は え」と、 耐 み替えるも 造 「建築物の 同号中 耐 部 十二条第二十項に関する部分に限 口 に掲げる基準に適合する建築物 火構 を準 火構造」とあるのは 同条第十 築物」とあるの つい 造」と、 耐 火構 て準用する。この 項まで並びに ŧ 分で」と、 0 十一階以上の 時間 とする。 で、 - 六項中 地 造とした建築物)又は第百三十六条の二 第 準 建 + 耐 下 同 火基準 兀 は の」とあるの 築 街 部分で、 条第八 準 項、 \mathcal{O} 第百二十九 物 「規定する用 「耐火構造」と、 各構え」 耐 とあ 場合にお 第十 に 火 項 適 (特 か 各 階 合する準 六 る 造 ٤, 条の二 は であ 5 る。 項、 0 定 とあ 途に 第 地地 は 主 \mathcal{O} 要 同 + て 第 0 5

限を受けない特殊建築物等)

制

6

第 殊 百 三十八 建 築 物 条の は、 兀 次 に掲 法第三十五条の二の げるも \mathcal{O} 以 外 の ŧ 規定により \mathcal{O} とする。 政 令 で 定 8 る 特

> 衆電話 を二メ 1] 所 んその \vdash ル ル の他これらになり、以上接しなり 未満とすることが なけ 類するもの n ば できる。 なら にあっ な て ただ は、 Ļ その 公 接する長 便 所

さ

公

一 (略)

つ、 幅員 段及び八い 五 メ ا ا 分の一をこえる勾 ル 以 上、 天 井までの高 配 0) 傾 斜路 さ三メ を有し] 1 な ル 以 上 で、 カゝ

三~六 (略)

 $\frac{2}{4}$

する用 るの 構造」と、 条第十一項中 とあるの のの十 あ適 構 築物であ 十六条の二第一号ロ 項 はまでの -七項 造」 規 兀 第百 合する準 第百十二条第七項中 る 定は、 は 第 0) とあ 途に 一項 は 地下 及び第十九項から第二十一 十二条第 は つて、 規 定中 第七号 るの 同条第 地 -耐火構 供 地下街の 「地下街の -街の する地下街 下 は 地 主要構造部を準 七 街 十四 各構え」と、 階又は三階以 建築物」とあるのは 0 造」とあるのは 一耐 項 (第百十二条第二十項 各構 若しくは第二号ロに掲げる基準に 各構えについ か 項 各構えの 火構 5 「建築物の 0 中「該当する建 え 第 各構え」と、 造」と、 十 と読 上の -耐火構造とした建築物又 部分で」と、 項 準 て準用 べまで、 項まで並び 4 十一階以上の 「耐火構 を替えるも 階に居室を有するもの」とあ 同 耐火構造」とあ 号中 地下 に関 同 築物」とあ する。この場合に 第 造」 条第 + 民する部 同 Ō 街 に第百二十 兀 と、 部分で、 時 条第 とする。 の各構え」と、 項、 + -六項 間 るの るの 八 分に限る。 準 第 項 建 中 適合する 耐 各階の 築物」 は は 九 は カコ 六 準 第百 おい 基 5 「規 一耐 項 準 耐 第 とに火定火 建 同 て 第

6 (略

(制限を受けない特殊建築物等)

第 百二十八条の 建 築物 は、 兀 次 に 掲げるもの 法第三十五条の 以 外 <u>ニ</u>の の もの 規 とす %定に より 令で 定

次 0) 表に掲げる特殊建 築物

次

0

表に

|掲げる特殊建

築物

構

造

要

構

造

部を

九

そ

0 他

 \mathcal{O}

建

築

耐火 主

構

造とし

号の三イ又 法第二条第

 (Ξ) (-)用 途 略 構 造 造と 号の三イに該 のに 間 造 当する建築物 法 略 あ 部 適合するも 準耐火基準 を含む。 特 第二条第九 した建 つて を 定 主要構 耐 火 時 構 築 築物 号の三イ又 な に該当する建 口 法 基 のいずれ 第二条 略 準 時 間準 Ł に で 適 あ 0 合し つて 耐 第 かは 火 九 そ 物 略 0 他 0 建 築

2 略

ての 浴 したものを除く。 こに 穴を設けたものは、 同じ。 物以外の建築物 他これらに類する用途を兼ねるものを含む。 火を使用する設備又は器具を設けたも 室でかまど、こんろ、 室その他 法 第三十五条の二の)の用途に供 する調理・ の室 でかまど、こんろその 室、 (特定主要構造部を耐火構造としたもの **(7)** 階 つ、ストーブ、炉、ボイラー、内燃機関その浴室、乾燥室、ボイラー室、作業室その他程主要構造部を耐火構造としたものを除くり最上階以外の階又は住宅の用途に供する建 規定により する建築物 数が二以上の住宅 政 (特定主要構造部を耐 令 他 で定める建 火を使用 \mathcal{O} (住宅で事 (次条第六項 以下この パする設備! 築物 務 所、 \mathcal{O} ||火構造と||の項におい 調 お 又は器 理 室 て 4

以 も の

外の

建

築物

0)

最上階以

外の

(主要構造部を耐火構造としたもの

ての

同

ľ を除く。

<u>)</u>

用途に供する建築物

用

する設備又は器具を設けたもの

まど、こんろ、ストーする調理室、浴室、乾

乾燥室、

ボイラー

する

法

第三十五

|条の二の

規定により

政

令で定める建

築物

0

理

備又 調

は

2 3 略

具を設けたものは、階数が二以上の主色 (上記でまち)(浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設:

他これらに類する用途を兼ねるものを含む。以下この項にお

 (Ξ) (\longrightarrow) 用 途 略 号の 法第二 るも 建 略 基 準に 操物又 る建築物 三イに該 時 一条第九 0) 間 に適限合 に 準 耐 は を除 築物 口 適 衆物(一時間に該当する建 合するも \mathcal{O} 略 耐 いずれ ₹, 火 人基準 に かは \mathcal{O} 略

装 \mathcal{O} 限 を受け る 調 理 室 等 لح う。 以 外 0 ŧ 0 لح す る。

第

同縁、 け 天 九 メ 積 る あ 百 井の ĺ る場 뭉 0 $\frac{-}{+}$ れ <u></u>の なばなら 合計 根。 兀 \mathcal{O} \vdash 建 を 当からこからに 室内にて %合にあ ル 項 築 八 耐 に (*) 以内ごとに準証百平方メート。 壁 以 供 に 火 物 条 に規 下この (床 な 地仕の 構 す お が \mathcal{O} い他これらに短いこの条におい んる居 上に 面する部 上げを第一号に掲げる仕 いて同じ。 つては、 造 主 五等 面 定する防 とした から 構 通ずる主たる廊 室 前 条第 造 (法 当 0) ル 建 部 分 準 火設備 「該用途」 高さが一・二メー (共同 築物 別 類 \mathcal{O} 11 耐 を 及び でする部 て同じ。 火構 進 表項 仕 上げ を含 第 耐 第 構造の床若しくは時間住宅の住戸にある 天井 に含せ で区 火 分を除く。の室内 を第 下 構 (い) 号 (天井の 画され 欄(二) に す 造 階段その 上げと、 んる特 二号に 第 と 掲 室内に げ L 兀 項 殊建 て 項 \vdash た に る ない場か 掲 以 掲 11 に 建 る部分の 壁又は 他当の該 げ 下この 築物 げ つては、二百 面 お 築 殊 する 物 建 る 1 る 各用 合に 通 仕 \mathcal{O} \mathcal{O} 用 築 7 条におり 路 部 \mathcal{O} 部 同 特 途 物 部 法 上 をしな 壁及び としなり としなり 第二条 げ 分を除 居 分で床 ľ お 定 には 11 室 主 供 回てりは 要 す 当 で構 る 該 < 第

2

3

4 以に しでに 内ごとに で いするもの延べ面積 が二で るも 定 数 する が三以 \mathcal{O} 略 メ で区 準 延 の積 を除い 火 設 耐 が三千平方 上 室 火構造の床若 面 画 で \vdash で、 さ 備 ル 積 延 で第 以 が れ、 下 主 千 面 は、 ジー か 百 0 要 平 積 カメー 部 構 つ、 十二条 が 造部 居室 分に、 しく \vdash 五. ル 百 を超 を準 あ 别 第十九項 は 床 平 \vdash るも 表 壁 方 ル 一又は法に を超 える建築物 耐 第 面 メ 0 火 積 第 構 (V) える を \mathcal{O} 卜 合計百平 第二条第九 除 造 欄 二号に規 ル とし く。 に 建 を 築物 (学 超 掲 た える げ 定する 建 0 方 る 校 又 号 壁 築 用 等 は 建 及 物 途 \mathcal{O} 0 階 _ びのに 構 卜 用数物 天高供造口 ル 途が

> 制 限 を 受 け る調 理 室 等」 لح う。 以 外 0 ŧ

建 \mathcal{O} 装

区の宅供画床のす 分を除 を ・ 二 メ 九 百 <u></u>の 第二号 (天 号 ! され んる特 若 住 +上 0 建 途 石しくは 弁の 戸にあ 段 室 築 八 くその 内 イ てい 1 殊 物 供 条 建 以 に なル 掲 が す \mathcal{O} に 以下の 壁又は · る 部 下この つては、二百平 築物 げ 他当 面 11 該 主 る 五. 当する 該 場 る \mathcal{O} 当 要 居 一合に 各用 分の する 仕 通 0 構 室 前内 部分 条に 路の 部 法第二条第九号の 部分で床 造 条第 におい 分を除る げ 建 部 途 居 定に供 壁及び天井の お 築物 室 别 (回 を ては、 一を除く。 耐 V 表 項 .オ く。 いする居 て同 カメートル)以 なけ ŋ 面 であ 火構 第 第 積の 縁、 L. 第四 る場 屋 造 れ 窓台その他と (い) 号 <u></u>の 室か 根。 合計 とし ば 欄 室内に <u>_</u> _ 一合に 項 な 旨平 壁 た建 5 5 以 に 項 地上 下この あ に な お (床 に る 他これ 方メ Ì١ 規 つて 内 掲 面 築 て同 す に ごとに 定する防 物 げ 面 殊 んる部 を第一 条に] は、 通 か 又 る 建 らに ľ 用 ずる主たる 5 1 は 準 当 0) 分 お ル 法 物 途) 及び 号に 類 高 該 0) 火 耐 第 は、 11 でする て同 設 火構 さ 用 供 が 同 掲 す 備 途 げ廊げ 部 天 で造住に る ľ _ 第

2

でに以に 階 第 あ 規 数が 内ごとに準 供 で るも 延べ 定する防 するもの 一で 第 部 が 三以 面 九 \mathcal{O} 分 뭉 で 積 延 を除 ·耐火 区 火設 0 居 が 上 三千平 三イ 室 画 面 で 八構造の ?° 備 |積が で、 3 延 で第百 12 に該当す 方 主 千 面 は、 バメー 要 床 平 カコ 積 / 若し 構 十二条第十九 方 が んる建 Ž 居 造 1 五. くは 法 1 室 部 ル 百 築物 を超える建 を 別 (床 平 \vdash 耐 壁又は法 表 ル 方 0 第 面 を メ 超える 積の 構 項 高さが三十] (V) 第二号に規 造 \vdash とし 築物 第二条第 合計百平 欄 ル 建 に を た 築物 掲 超 建 げ え 九 る メ る用 定 方 築 校 又 でする 号 メ 等 は 建 \mathcal{O}] 又 途 0) 階 築 は に 構 用 ル \vdash 数 造 供 以 法 ロル途が

は、 仕 壁 途 上井 一げと、 に 及 上げとし この 供 び 室 ける 天井 内 限 居 に りで なけ 特 \mathcal{O} 室面 室か 殊 す らればならない。室内に面する部へ な らる 地 部 上に 分 \mathcal{O} \mathcal{O} 高さ三十 通ずる主たる 仕 上 分の仕 げ ただし、 を次 一 メ ー 上げ \mathcal{O} 各 廊 同 下 1 を 表 (い) 第一 ル 以 階 1 欄(二) 下の 項 段 ず その 第二号に れ の部分についてい項に掲げる用場二号に掲げるの他の通路の

略

5

别 \mathcal{O} 建 築 物 4 す が で きる 部 分

第 百 二 十 0 章 八 条の六 規定 0 適 第百十七条第二 用 に 0 V ては、 項各号に掲げ それぞれ別の る建 建築物とみ 築 物 0 部 なす 分 は

により 安全 十二条 は、 画 お お \mathcal{O} しく V 11 澼 (二以上の階にわたつて区 分に 性 て 第 て 定 難 区 同 確能 百二十六条 主 第 は 上 r. U 限る。 かめられたもの(主要構造部を有するものであることにつ 十九 要 壁 条 \mathcal{O} 室又は法第二条第4米の七 居室その4 画部 構 安 項第二号に規定する構 造 全 又は 部 分」という。 \mathcal{O} 又は国 の 二、 居室その が 検 主要構 耐 証 火構 を 第百二十六条の三及び第百二十 土交通大臣 行 造部 九号 他 造 う) の 位画され であ 要構造部 \mathcal{O} 区 の二口 建 が不燃材料で造ら 画 うち、 る建築物を含 築 部 **悔造であるもの** 一口に規定する たも の認定を受けたも 物 分 71 が に \mathcal{O} 準 て、 当 部 \mathcal{O} 対 を除 該 耐 分 す 刀で、 する防 区 区 火 る む。 画部 < ので区 構 画 基 れ 造 避 準 準 た建 難 分が 以下この 火 耐 火 次 で \mathcal{O} ある 条第 安全 画 \mathcal{O} 適 築物 さ 区 構 八 に 備 条 9 建 検 画 れ で 造 第の 項 築証避条物法難に たも 0 いの 五. て区 12 百床

> らない。たいの仕上げをいる部分のに通ずる主にのがある。 \mathcal{O} 高 さ三 ずる主たる廊 部 を次 十 ただし、 仕上げ <u>・</u> メ あ るも 0 各号の ر ا を第一 下、 同 表(い) ル を 以 11 < 0 下の 段 欄 項 ず くその 第二号に れ 部 項 か 一分に E 他 に \mathcal{O} . 掲 \mathcal{O} 掲 壁 げる げ 掲げる仕上げ 通 及 路 る び 天井 ては、 用 仕 \mathcal{O} 壁 上 途 及 げ に 0 ٤, この び 供 とし いする 内 天 井 限 居 ŋ 特 なけ 0 室 面 で 殊 室 か す 一内に な 建 ħ ら る ば 築 地 部 物な面上分

略

5

新 設

第 六臣不に安おの 条の燃は全て の認材り性て二 十二条 百 三以 避 いて「区 くは を 難 能を有り 確 定 料 第 三及び前条 上 竹で造られた建築物がめられたもの R十九項 上の を受けたも 壁 条 \mathcal{O} 豆 画 \mathcal{O} 安 部 は 階にわたつて区 するもの 全 第二号に規 法 0 分」という。 0 規 第二条第九号の 居 検 (第二項 室その 流定は、 \mathcal{O} 証 いについ 建築物の であることについ を (主要構 行 定する構 適 他 う <u></u>の 第六項 画 用 区 区 7 \mathcal{O} は、 され 画 建 画 うち、 、 <u>_</u> _ 部. 造部が準 築物 な 部 交び たもの 分に 第百 造であるも 分 に \mathcal{O} 限る。 第七 て、 当 部 二十六条の 規 対 を除 分で、 定する防 耐 該 項 区 区 火 < . 構 Ō 基 並 画 画 で区 又 び 避 部 潍 造 であ に 難 以 火 は 分 耐 \mathcal{O} 下この 階段 設 玉 安 が 画 火 適 1土交通 [され 第百二 るか 全 区 備 画 造 検 で 又証避条は法難に 係 第 た \mathcal{O} 十大 £ 百床

2 3 略

2

略 適

第六項

及び

第

七項

並び

に階段に係

る部

分を除

く。

0)

用

な

第 除十 け で に 建 百 主 たも で造 項 る あ お 物十 出 第 要 ることに んら 入口 のについ \mathcal{O} 構 てに 九上 れた建 造部 \mathcal{O} 五. 司 あ 条の 規定 つて に 安 (第二項、 がつい 係 第二号、 建 全 第百二十六章 ては、 築物 て、 耐 \mathcal{O} 物 検 うち、 火構 \mathcal{O} 適 \mathcal{O} 証 十六条の二、第百二十六条の三並分に限る。)及び第十二号、第百、第十号(屋内からバルコニー又、第百十九条、第百二十条、第百 階に限っ 第六項及び 階 階 用 上 を 一広場 造 避 L · 物 行 当 な 難 で う る。)又は国力をある建築物又は 品 建 販 第 売業 七 証 階 \mathcal{O} 項 を営 以 法 避 階 並 下この に 難 に 土分は 安全 びに ょ む 対 交通 り 主 店 す 階段 条舗及の 要 確 性 る 並 に 準 係 び \mathcal{O} に る 適 供用 部 第 分百

2

第

八び十び十つの料構 かを 百 こで造ら 第 八い 次 造 -+ 有 A六号、 八項、第 及 て 部 5 す い項にお 項、 は、 九名も条の \mathcal{O} Ŧī. び が れ れたも たも 規 耐 第 百 定 百 火 のの 安 んは、 構 省二十· +で 全 11 \mathcal{O} のに限っ 九 て「全館 項 十二条第 造 主 あ \mathcal{O} (第二号) 条、 ることについ 適 であるも 建検 要構 六 第 築 用 第 証 条 六項 る。 物を 百二十四条 第 並びに 0 避 な 七 造 \mathcal{O} 行) 又は国-及び 項、 うち、 う建 難 部 安全性能 が 第三 条、 第 て、 第 潍 築 第 当 第 +物 七 百二十六 耐 [土交通· 全該 項 項 第 火 に 項、 第一号 項 確認 並 百二十三条第 構 館 建 対 型 は 大 臣 *で* する び か 築 造 避 ハ条の三 . ら に階 第 建 で 難物 百二十 から 主要 安が全全 第 築 あ 基 十三項 物」と 段に るも 全準 \mathcal{O} 第三号和第二项 認 構造 並 検館の 係 び 五 定 0 証 避 適 る部 に 条第 まで及び を 法難用 11 部 写まで、第 場所不燃材 に り。) に を受けたも に を りたも に を りたも に りたも 第 百二十 より 分 全 項 を 性 及 確 第

二十六六の 部号は、 物 で に 建 百 主 0 あ お 適 要 +用 第 第百十九条、 階に限る。 ることについ 物 限る。)及び第十号(屋内から 六項 条限のる 構造 L て に 九上 同 な あ 反び 部が つて 建 全 、)又は国 第百二十六条の 第 進 築 \mathcal{O} て、 カュ 0) 七 第 耐 物 検 うち、 百二十 項 らバルコニー 第十二号、 火構 屋 \mathcal{O} 証 並 上 階 を 造 広 び 土 避 行 |交通 条、 でで 物 Š に 当 場 難 %を含む。 階段 該 あ 安 建 品 三並 大臣 第百 るか 全 第百二十三条第三項 階 販 に係る部分を除 が 売業 又 検 へは付 の 証 又 は 階 び \mathcal{O} に第百二十 認 法 を 避 以 下この方 厄 室 定 に 難 不燃材料 1条第一 元に通 より 紫安全性 を受けたもの 対 す ずる 確 条 舗 る < 八 項 及 で造 能 か \mathcal{O} 条の 出 8 び 第一号、 を 用 第二号、 準 5 入 5 有 次 途 \mathcal{O} П に 0) 五. 条 n れ す に 適 /るも た建 たも に 第 供 規 (第 0 係 第 四 第 定 11 す る は 百 て 築 のの項 る

第

2

で造ら 八い かを 百 (避 ては、 次項 葼 項 \otimes 有 の _ 項、 5 び \mathcal{O} す 難 んにお うる も 規 第十二号、 第 れたものに限る。 れ 九上 (第二項、 たもの 定 第百 第 第二 百 条の は、 + \mathcal{O} 百二十六 11 \mathcal{O} 安 、て「全館 項 九 十二条第七 で 全 条、 あ 適 第二号並びに 主 0 第六項 第百 ることに 用 建 検 条の 築物 第百二十 一要構 証 二十 避 な を <u></u>
又 反び 項、 難 造 \mathcal{O} **雅安全性** うち、 5 つい 应 部 第三項 第十一 へは国 第七 条第 建 第百二十六 条、 が て、 準 築 土交通 当 第百二十三条 能 項 耐 物 第一号 項、 確認 項 並 火 全館 該 構 カコ び 建 対 条の 大臣 造で 5 建 する に 第 避 築 から 階 首 築 第 難 物 二十 吊十三項 段 物」という。 \mathcal{O} あ 基 安 が 第三号 第一 るか 並 に 認 全 全 準 五. 係 定 館 び 検 \mathcal{O} を受け 条第 項 又は る部 に まで及び 証 避 適 第 ま 第 法 難 べで、 一号及 分を 百二十 に 不 安 こに たも より 全 項 材 及 第 第 八び + び +つの 料確 能

5 略

置 を要し な 築 物

第 定 百 んめる <u>二</u> 十 九条の十三の二 :・用の昇降機の設置 建 築物 次 の各号の 法第三十四条第二項 V ずれかに該当するも \hat{O} 規定により のとする。 政 令 で

を用 第二条第九 する窓で開 る要件を満 造部、 方メート いるもの 備でその構 高さ三十 いるも を耐 号の ル以内ごとに耐 火構造とした建 П の又は国土交通大臣の認定を受けたもの 面積が一平方メートル以内のものに設けら たすものとし 造が第百十二条第十九項第 آ ا に規定する防火設備を含む。) ル を超 築物 える部 て、 火構造の床若しくは壁又 国土交通大臣が定め で、 分 当該部分 \mathcal{O} 階 一号イ、 数 かが床面なるが四以下の 口 で区画され の(廊下に面 がた構造方法 へは特 積の \mathcal{O} 特 合計 定防 定主 要 火

兀

百 三十五条の二十 火 建築物と同等以上の延焼防止性能 法第五十三条第三項第一号イの を有い する建築物 政令で定め 等 る

第 建 築物は、 次に掲 げ る要件に 該当する建築物とする。

三十六条の二第一号 よる認定を受け 条第一 壁、 柱、 項に規定する構造方法を用 床その たも 他 口 のであること。 0 に掲げる基準に適合し、 建 築物 0) 部 分 及び前号の 1 るも \mathcal{O} 文は か防 火設備 つ、 同 項 は第六十一次の規定に

(略)

2

及 び 防 火 火設備 地 域 文は \mathcal{O} 性 準 能に関 防 火地 収内の する技術的 建 築物 基 準 \mathcal{O} 壁、 柱、 床そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 部 分

第 は、 百三十六条の二 次 の各号に掲げる建 法第六 築物 + 条第 0 区分に応じ、 項の政令で定 当 該 合号に定め める技術的 るも 基準

> 用 0 降 . 機 \mathcal{O} 設 置を要し 築 物

第 定め 百二十九条の る建築物 十三の 次の各号の 法第三十 いずれかに該当するものとする。 应 条第二項 0 規 流定に により 政 令

で

一•二 (略

るもの 条第九 窓で開 でその構造が第百十二条第十九項 部 メートル以内ごとに耐 るもの 、件を満たすものとして、 を耐火構造とした建 高さ三十 一号の П 又は国 面積が一平方メートル以内のものに設けら <u>・</u> メ [土交通大臣の認定を受けたもの آ ا 規定する防 ル 操物 を超 火構造の 過える 部 国土交通大臣が定め で、 火設備を含む。 当該 床若しくは壁又 分の 第一号イ、 部 分が 階数 床 が)で区画 口 面 兀 は特 た構造方法を用 及びニに掲げる 積 (廊 以 0 下 下に面 定防 合計 れる法第二 0 I され 主 火設 旨平 要 する 構 備 方

兀 略

(耐 火建築物と同 等以 上の 延 焼防 止 |性能を有する建 築 物

建築物は、 百三十五条の二十 次に掲 げげ 法第五· る要件に該当する建 一十三条第三項 第一号イの 築物とする。 政令で定

め

る

略

第

三十六条の二第一号ロ 定を受けたもの 壁、 条に規定する構造方法を用 柱、 床その であ 他の ること。 に 建 操物 .掲げる基準に 0 1 るも 部分及 0 適合し、 び 又 前号の は 同 条 0 防 か 火設 規 定 備が に 法 第六十 ょ る 第

認

百

2

及び (防 防 火 別火設備の: 地 域 又 人は準 性 圧能に関 防 火 地 はする技 域 内の 術的 建 基準 0 壁、 柱、 床 そ 0) 他 0) 部

分

第百三十六条の \mathcal{O} 各号に掲 だげる建 建築物の 法第六十 区 分に応じ 一条の政 令で定める技術的 それぞれ当該 各号に 準 定定め は る 次

一方としる。

る基準 百 築面 平 物 方 で が 地 百 圳 ĺ 平域方内 を除 \vdash スメート ル に を超 く階 あ る 関数が四以上のよりを超えるもの えるも 建 築物 で階 次のイ又は 数 のもの若しくは延べ西もの又は準防火地域内数が三以上のもの若し 口 \mathcal{O} ず 面内 しく れ か 積 が千五、は延べ に 掲

もののな する基準 号 イ \mathcal{O} 11 、 う。 る建 壁 \mathcal{O} 定 外壁開 準に対 \mathcal{O} 及主 |築物で法第八十六条の四各号のハずれに適合するものであること。ただし、 以開び要 下この条にお 口部で延焼の 口構 に掲 口部設 造 部 げる基 が 備に 第 百七 おそれ 準 1 0 いては、この限りでないでは、 て同じ。)が第百九条 12 条各号又は 高合し、か 、 を 号又は第 で ~ 百八 外 条 ける防 準 壁 \mathcal{O} 水の二に 開 に 防 兀 該 火 П 第 地 当 火 部 一 段 設 項 す 域 規 る内定備 備 第

る周 ľ おけ 壁 て に応じて算出した延焼防 当 圧、囲 算出 開 該 る当 建 П お 4いて同じ。) が、当該建築物の特の延焼を防止することができる時 築物 L 部 た 該 設 特 延 備 \mathcal{O} 焼防 が 特定 定 イに 主 要構 主要構造部、 止 時 掲 げげ 間遊い 业時間 る基 及び 上であること。 準 防火設備及び消火設 外 に (建築物が通常の 壁開 適合 特 す \Box ると仮定し 間 部 定 設備 主要 を 1 構 う。 \mathcal{O} 造部 構 火 借造に応じる場合 災 以 備 によ構 下こ

ず トの地平 れ ル 若 階 方 防 を除く階が かに しく を超え千五百平 メ 火] 地 と掲げ は地階が \vdash 域 ル内 る基 以下あ 数 気が三で を除 下 る \mathcal{O} É く階 建 方 延べ の 又 築物 メ 1 数が二以下で 面 は \vdash 0 うち 進 ル 積 防 以 が 千五 下の 階 火 地 数 五百平方メート、地域内にある建筑 が二以 延べ ŧ 0 次のイ又は、面積が五百平台 下で延 築物面 ル 以 - 方メー 口 下 \mathcal{O} 積 うち \mathcal{O} \mathcal{O} が b 百

- (略)

当 て算出 建 築物 した延 \mathcal{O} 主 焼防 要構 止 造 部、 時 間 防 が 火 設 当 該 備 建 及 築物 び消 \mathcal{O} 火 設 主 要 備 構 \mathcal{O} 構 造 部 造 及

ものとする。

る基 百 面 築 平 物 淮 方 で が 地 メ 百平方メ 地 地階を除 Ì 域 トル 内 ر ا ا を超えるもの く階数が四以 あ る 建 ル を超えるも 築物 で階 上の 次の 数が もの の 又 イ又 三以 若し は は 準 上 くは 防 口 \mathcal{O} 0) 火 ŧ 延べ面 地 1 \mathcal{O} ずれ 域 内 カゝ 積 である建 に あは 掲 延 げ

う。 壁 \mathcal{O} る基 1 主要 準 及び 当 外 建 0 E て算出した延 壁 築物で法 以 開 該 開口 建 П 適合するもの 下この条におい 口構 建築物の 1部で延 に 浩 部設備に 掲 部 げる基 第八十六条の が 主要構 使焼の 第 焼防 百 であ おそれ . つ 七 準 造部、 1 に て同じ。) が第百九条 止 条 R 適合し、かれる 時 ては、この ること。ただし、 間 兀 のある部 防火設 各号の (建築物が 配備及び 限りで 分 つ、 1 百 ずれ 八 通 設 外 条 常の 以ける防 準 消 な カ 壁 \mathcal{O} 木の二に 火 いに 防 開 火災 火地 設 該 第 П 火設 備 当 部 ¹する 規定する 域 設 項 \mathcal{O} するもの 備 備 第 を 造 묶 11

部に囲応設おへじ る当 いう。 上 一であ 該 \mathcal{O} 備 11 ること。 て同 延焼を防 主要 (以下この が ľ イに 構 造 \smile 掲 止 部 げ が することが 等 口 る基準に適合すると仮 \dot{O} 及び次号ロ 構 当 :造に応じて算 該 建 できる 築物 にお \mathcal{O} 時 11 主 出 て 要 間 をい L 「主要 構 た延 定した場 造 部及び · う。 焼 構 以 防 造 次による 合に 部 止 外 等」 壁 時 お 開 間 لح 以け 口条周に

ず の地 平 方メ 階を除く階数が三で延べ れ ル 防 を超え千五 火 Š 地 1 、は地階 域内にあ 掲 トル げげ 以 る を除 百平 下 る建 . の もの く階 方 築物 メ 数が二以下で延べ 又] 面 は 0 1 うち 準 ル 積 防 以 が 千五 階数が 火地 下 \dot{O} 百平 もの 域 二以 角 面積が に 方 バメー 下で延 あ 次 る建 0) 五. イ \vdash 百 築 又 ル は 平 以 物 面 方メ の積 口 下 . О うが \mathcal{O} もち百 11

(略)

応じ て算 建 建築物の 出 L た延延 主 要 焼 防 構 造 止 部、 時 間 が 防 火 設 当 該 備 及び 建 築 物 消 0 設 主 要 構 \mathcal{O} 造 部 造 等 に

合における当該主要構造部及び外壁開口部設備の構造に応じ てド て算出した延焼防止時間以上であること。 壁 開 \Box 部 設 備 が イに 掲 げる基準に 適合すると仮定した場

 \equiv

第 定とする。 同 百 (定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし三十六条の二の十一 法第六十八条の十第一項に規定する政(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定) 項に規定する政令で定める一 次の各号に掲げる建築物の部分とし、 連の規定は、 当該各号に定める規 令 第

るもの ずれかに掲ずる見官もの(屋上又は屋内にあるものを除く。)以外のもの(次の1浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類すり、一・サーは100円を原浄化槽及び合併処 れかに掲げる規定 屎尿浄化槽及

次に掲げる全ての 規定

(1)六 部 号イ後段に係る部分に限る。)、法第二十一条から法第二 十三条まで、 十四四 十七条第一項 分、 法第 法第二十条 、条の二(第三号を除く。)、法第二十九条、 法第三十五条の二、 法第六十四条並びに法第六十六条を除く。)、 三章第五節 法第二十五条から法第二十七条まで、 (第一項 規定 門 (法第六十 及び 第)塀に係る部分を除く。 法第三十五条の三、 一号後段、 一条第 第二号 項中門及び塀に係る イ 法第三十七条 後段 及び法 及び 法第三十 法第二 法第 第

築物 次の \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 0 規定の 分の 建 築物 構 欄 造 \mathcal{O} に係る部 の当該各項に掲げる規定 部 分の 欄 分に限 の各項に掲げる建築物 する。 (これらの \mathcal{O} 部 規 定 中

> 要が 構造 部等 掲げる基準に適合すると仮定した場合におけ 0 構造に応じて算出した延焼防 止時間以 . る当 一であ 該 る 主

三 5 五

百三十六条の二の 定める規定とする。 同項に規定する政令で で定める建築物の部分は、 合認 定の + 対象とする建 定める一連の規定は、 法第六十八条の十第一項に規定する政 次の各号に掲げる建築物の 操物 0 部 分及び一連 それぞれ当該各号に 部分とし、

令

るもの 理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類 ずれ 建築物の部分で、 かに掲げる規定 (屋上又は屋内にあるものを除く。 門、 塀、 改良便 槽、 屎し)以外のもの 尿浄化槽及び合併 次 のす処

次に掲げる全ての 規 定

(1)条第一項 号イ後段に係る部分に限る。)、法第二十一条から法第1 法第六十四 十八条の二(第三号を除く。)、法第二十九条、 十三条まで、 木の二の 法 法第二十条 (第三章 法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三十七条 規 (門及び 日条並び 中第五節 定 法第二十五条から法第二十七条まで、 (第一項 に法第六十六条を除く。)、 塀 (法第六十一条中門及び塀に係る部 に係る部分を除 第 一号後段、 第二号イ 及び法 後 法第六十七 及び 第 法第三十 法第二 分、 匝

(2)

表 建 の 一 築物 次の 連の 表 0 部 対規定の 建 分 の 物 構 欄の 造 0 に に係る部 当該各項に掲げる規定 分の 欄の に限 各項に る。 掲げる建築物 (これらの 0 部 規 定 中 同

(+) 5 (=)	(-`)	
(略)	防 火 設 備	建築物の部分
(略)	十七条の十第一号口40の規定 第百九条の二第三号イ並びに第百三二十一項、第百十四条第五項、第百二十一項、第百十二条第一項、第百 第百九条の三、第百十二条第一項、	一連の規定

第

項まで、 二 十 七 兀 条 上三十七夕 項、 十四四 項、 第 項、 七 法 第 八 十六条の · 条第 法 条まで、 項 五. 法 第 百 条第 第三十 項 三十 十五条第一項、 法第五十一条、 に 第五十三条第一 十二 第 お 項、 五十七名 しくは第二項 七 1 一条第 九第 五条、 条の て同じ。 法第二十八条の二、 \mathcal{O} 法第四十七条、 章 一項に 法第五十九 条の 八、 に 項、 法第三十六条、 お 四 項若しくはは 第百三十七 法第五十六条第一 法第五十二条第 0) 第 お 7 法 規定に 法第六 第 11 条第一 て準 項、 二十三 基 法第四十八 準 1条の九及び第百元年用する場合を含む 第二項、 +法 より 法第三十 時 条、 項若しくは第二 条の二第 第 法 法 とは、 五十 一項、 第四 項、 第二十条、 法 条、 点、第二項# 八条第一項¹ 法第 第 七 十三条第 条の 法第五十六条の 法 百三十 項 + 五 法 十四四 若 第三十 五. 五条から 項、 第 しく 若 から第十四 法 (、法第六元) 一項、法の二項、法第一項、法 条第 項、 第 以下こ 七 第 应 条の は · 法 第 第 法第 $\overline{+}$ 第 項 + \mathcal{O} 第

第二項

法

公第六十

一条、

法第六十

条第

項

若しくは

、 条第二項、 条 、 法第二 第 条、 百三十七 法 現若しく 十五 第二 条 法第一 第 $(\underline{})$ $\left(\longrightarrow \right)$ (+)5 第 八 第 準 条第一 十六 項 五. 十三条第一 百三 防 建 項、 十七 É 条 十一条、 火設 略 築 <u>ニ</u>のニ 条の ++ は 法 お 物 条の 項、 第四 法第五 七条、 Ė 第二 11 備 条の \mathcal{O} て同 九 部 法第五 項、 法第五· 第 兀 項若しくは第二項、 1十七条、 第 章 U. 分 十九 第 法第二 八、 一項 項 法 お <u>)</u> ロイ 第六十 項、 つから E 条第一項 十六条第一 第百三十七条の 十二条第 <u>二</u> 十 第十二 略 第 十八条の 法第四十八 お 7 百 の第三項 法第五 規 11 -六条の $\overline{+}$ 条 百 定により て準 条の二第 項、 条の 項ただし \mathcal{O} 九 、若しくは第二項 準 条第 はまで、 項、 項、 一用す 連 一十七条の 時 =第 第 法第五 条第一項 一第三号 百 兀 第二項 九及び 法第五· 法第二十 る場合を含む。 لح 法第三十 一項 書、 第百 뭉 + 項、 \mathcal{O} は、 法第六十 匝 の 十四四 若 五. イ 条第 第十 規 + 石しくは へから 第 十 若 第 規 並 定 百]条第一 しくは 条、 六条の二 条、 百 一条第 五 び 九 九 -条 の 項、 第十四 法 三条 に 項 項 条 宋の三第一項、法第二項、法第二項、法第五十条第一項、法第五十 定 法 法 及び 第 0 第 第 第 以下こ 七 省三 第百 項 七 条の 項 <u>一</u> 第 べまで + 法 項 項 匝 六 十 \mathcal{O}

改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四三条第二項の規定により引き続きそれらの規定(それらの規定が項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第二項で項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条、法第六十八条第一項、法第六十条の二の二第一項から第三項まで、法第六十条の三項、法第六十条の二項、法第六十条の三項、法第六十条の二項、法第六十条の三項、法第六十条の二次に対している。 八条第一項から第 <u></u>の 適用を受け ない期間の始期をいう。十四項までの各項の規定 は同 <u>ー</u>の 規定とみ な

い四

規 模 0 建 築物 0 主 要 構 造 部 等関 係)

各号の 百 一十七条の二の二 項 項 ļ, \mathcal{O} ずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。 の政令で定める範囲は、 規 定 0 適用 を受けない 法第三 一条第二項の ・建築物につ 増築及び改築については 規 いての 定に により 法第八十六条 法 第 + 次 \mathcal{O} 条 \mathcal{O}

次 増 0 イ及び 築又は改 口 築に に該当するもの 係る部分が であること。 火熱遮断壁等で区 画さ れるも

 \mathcal{O}

で

あること。

口 ŧ \Diamond 1 第 土交通大臣 ので た構造方法を用 ず 増 項に規 れ 築又は改築に係 あること。 かに掲げる基準 ロが定め 定 する性 る部 11 るも 能と る部 に 分に限る。 同 適 \mathcal{O} 分 の又は国-の特 等 合するも 0 性能 定主要構 1土交通. が を有 \bigcirc で 造部 大臣 第 す 百 玉 ベ 1土交通-きも \mathcal{O} 九 (法第) 認定を受け 条の 0 大臣が定 として国 + た 条

ける 5 して国土交通大臣が定める用途に供する部 で階段室、 えず 増 T 延 を 築又は改築に係る部 いう。 は、 面 か 機械室その他の火災の発生のおそれの少 つ、 五. 積 以下この章において同じ。 + の 二 十 当該増築又は改築が当該増築又は改築に 平 方 分の \vdash 分 ル の対象床 五十平 以 下この 方 面 メ 積 章 当 にお 0 分の \vdash 合計が基準時にお 該 ル 床 V を 部 超える場 面 分 ない 同 積を減じた \mathcal{O} 床 ŧ, 係 面 合に る \mathcal{O} 積 とか を

> ては 項 引 \mathcal{O} 項 引き続きそれらの切の適用を受けないな までの 改正 間 カュ 5 前の 第七 始期をい 各項の '規定を含むものとし、'れらの規定(それらの 項 まで又は法第六 規定は 建 築 楽物について、」 ・ 気六十八ヶ 同 <u>ー</u>の 規定とみなす。 法第四· 八条 第一 規定が改正され 法第三条 十八 項 若 <u>)</u> 条第 **常二項** しくは 適用 た場 項 \mathcal{O} から第二項の 元を受け な十いよ規

り定五

設

(新設)	第百三十七条の二の四 法第三条第二項の規定により法第二十三条 (外壁関係)
(新 設)	(屋根関係) (屋根関係)
	は、
	であること。 「であること。 「は築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。 「次のイ及び口に該当するものであること。」 当する増築又は改築に係る部分とする。
	を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定2 法第三条第二項の規定により法第二十一条第二項の規定の適用のであること。 分以外の部分における倒壊及び延焼の危険性を増大させないも

各号のい 七 \mathcal{O} 規定 項 0 ずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。 0 適用を受け 政令で定 める範囲 な 11 木造 は、 建築物等に 増築及び改 0 1 築に て 0 法第八 ついては、 + 六条 次 \mathcal{O} \mathcal{O}

- 次のイ及び 口 に該当するも のであること。
- イ であること。 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区 画されるも 0)
- 口 大臣 で限る。 国土交通大臣が定めた構造方法を用 防 増築又は改築に係る部分の の認定を受けたものであること。 火性能を有す が、 第百九条の九に掲げる基準に適合するもので べきも のとして国 外壁 (法第二十三条に規定 土交通大臣が定める外壁 いるもの又は国土交通 する
- る延べ面積の二十分の一を超えず、かつ、 危 |該増築又は改築に係る部分以外の部分の 険性を増大させないものであること。 増 築又は改築に係る部分の対象床面 積 0 当該増築又は改築が 合計 外壁における延焼 が 基準時に おけ

規 模 \mathcal{O} 木造 建築物 等 0 外 (壁等関係)

第

又は 七 とする。 延焼の危険性 \mathcal{O} 百 改築に係る部分以外の部分の外壁及び軒裏並びに屋根における 規 の二十分の 第 三十七 改 定 項 築に係る部分の対象床 0 適用 の政令で定める範囲は、 条の二の を増大させない を受けない木造建築物等につ を超えず、 Ŧī. 法第三 か 一条第二 ŧ つ、 面 のである増築又は改築に係る部 積 当該増築又は改築が当該増築又 増築及び改築については の合計が基準時における延べ 項の規定により法第二 V ての法第八 十六条の 一十五条 で 増 飯 分

第 定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の百三十七条の三 法第三条第二項の規定により法第二 百三十七条の三 法第三条 (防火壁及び防火床関係) 政令で定める範囲は、 増築及び改築については、 次の各号のい 七第 十六条の 項の規 ず

(新設

第

百三十七条の三 法第三名 (防火壁及び防火床関係) 定により政令で定める範囲は、 定の適用を受けない建築物について法第八十六条の百三十七条の三 法第三条第二項の規定により法第 増築及び改築につい 第二 ては、 七第 項 の 工 事 (T) の規規

第 号) 項の政令で定める範囲 定 百三十七条の四 れ **(耐** の適用を受けない特殊建築物についての法第八十六条の七第三十七条の四 法第三条第二項の規定により法第二十七条の! ⇒ 象床面積の合計が五十平方メートルを超えないものであること かに 口 1 次のイ及び口に該当するものであること。 に 築物 れ 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る部 定を受けたものであること。 通大臣の定めた構造方法を用 として国土交通大臣が定めるものに適合するもので、 項までに規定する基準に相当する建築物の部分に関する基準 火建築物等としなければならない 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る部 る基準に相当する建築物 次 であること。 であること。 (臣が定めるものに従い 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区 床によつて有効に区画されるものであること。 増 増築又は改築に係る部分が、 増 0 該当する増築又は改築に係る部分とする。 か 該当する増 の主たる用途に供する部分に係る増築にあ 築又は改築に係る部分が、 築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるも 1 (劇場の客席) 及び 口 に該当 築又は改築に係る部分とする。 は、 「するも 病院の病室、 増築及び改築については、 0 防火上有効な構造の防 部 ので いるもの又は国土交通大臣の認 分に関する基準として国 法第二十七条第 法第二十六条第 あること。 学校の教室その 特殊建築物関係) 画されるも つて 一項から第三 次の各号の 項 他 火壁又は防 に規定す は の当該特 国土交 分の対 土交通 分 第 0 規 対 \mathcal{O} 0) 第 経百三十七条の四 着手が が五十平方メ 定の適用を受けない特殊建築物について法第八十六条の が五十平方メー 着手が基準 分以外の 室 (耐火建築物等としなけれ (新設) (新設 規定により政令で定める範囲は、 学校の教室その他の当該特殊建築物の主たる用途に供 基準 部分に係るものに 時 時 以後である増築及び改築に係る部 以 後である増築及び改築に 1 法第三条第二項の規定により法第二十七条の ・ルを超えないこととする。 ル を超えないこととする。 に限る。 ば なら ない 増築 及び 特殊建築物関 改築につ 係る部 (劇 場 分の の客席、 分の V ては、 (係) 床面 床 面 病院の 七 積 積 いする部 0 工 第 0 合計 事 合計

項規

病

 \mathcal{O}

9 象 床 面 積 0 合計 が 五十 平方メー \vdash ルを超えな £ 0) であること

(削る)

係

項の規 の二(同条第一号及 れにも該当する増築又は改築に係る部分とする。 定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第 政令で定める範囲 -七条の 兀 *の* び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。) は、 法第三条第二項の規定により法第二十八条 増築及び改築に ついては、 次の各号の 第

- べ面 増築又は改築に係る部分の床面は 積の二分の一を超えないも のであること。 積の合計が基準時に お ける 延
- 号に掲げる基準に適合するものであること。 増築又は改築に係る部分が法第二十八条の二 第 号及び第二
- て国 を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置につい飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料 増築又は改築に係る部分以外の部分が、建築材料 被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置につ 土交通大臣 が定める基準に 適 合するも のであること。 から石綿

、階段 等関係

百三十七条の六の二 第五章第二節 出入口その他の 基準とする。 (第百十九条を除く。 (百十九条を除く。) 及び第三節に規定する技)避難施設及び排煙設備に関する技術的基準は 法第八 十六 条の 七 第 項 0 政 令で定 める階

2

法第三条第二項

0

規定により

法第三十

五条

前

項

に規定する技

衛生上 増 築等をする場 \mathcal{O} 措 置 12 関 %合に す っる 基 適 囲き 準 れ な 物 質の 飛散又は 発散に対する

第百三 第 十七 項 掲 げる基準とする。 0 条の 政 令で定 四 \mathcal{O} 8 る基準 法第八 は +法 六 公第1 条の +Ł 第 八 条の 項 及び 第 法 号及び 第 八 十八 条

石 綿関

百三 築及び改築については、 て法第八十六条の 二(前条に規定する基準に係る部分に限る。 第三項にお 一十七条の四 いて同じ。 0 七第 法第三条第二項の規定により法第二)の規定の適用を受けない 項 の 次に定めるところによる。 規 定により 政令で定める範囲は、 第百三十七条の 建築物につ 八 増い 十条

- べ面積の二分の一を超えないこと。 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準 . 時 お ける 延
- 増築又は改築に係る部分が前条に規定する基準に適合するこ
- を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措 飛散させるおそれがないものとして石綿 て 増築又 国 1土交通 は改築に係る部 大臣 が 定める基準 分以 外の 適合すること。 部分が、 が 添 建築材料 が加され る措置についれた建築材料 カコ 5 右 綿

(新設)

にあつては、 び改築に 7 基準に係る部分に限る。 の法第八十六条の七第 ては、 第一号) 次の各号のいずれか に該当する増築又は改築に係る部分とする 項の政令で定める範囲 0 規定の適用を受け (居室の部分に係る増築 な は、 11 建築物に 増築及

- 一次のイ及び口に該当するものであること。
- めるものに適合するものであること。 相当する建築物の部分に関する基準として国土交通大臣が定 増築又は改築に係る部分が、前項に規定する技術的基準に
- 支障とならないものであること。 当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上 る 延 築又は改築に係る部分の対象床面積 面積 の二十分の を超えず、 か 0) 合計 当 「該増築又は改築が が 基準 - 時におけ

地内の避難上及び消火上必要な通路関係)

敷

章第六節(第百二十八条の三を除く。)に規定する技術的基準と 章第六節(第百二十八条の三を除く。)に規定する技術的基準は、第五 地内の避難上及び消火上必要な通路に関する技術的基準は、第五 第百三十七条の六の三 法第八十六条の七第一項の政令で定める敷

改築については、増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が居室の部分に係るものを除く。以下この項において同じ。)及びついての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、増築(術的基準に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物に法第三条第二項の規定により法第三十五条(前項に規定する技

2

(新設

部分とする。 及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築に係る 又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難 基準時における延べ 面積 の二十分の を超えず か 当該増築

(防火壁及び防火区画関係)

2 第 竪穴部分が第百二十条又は第百二十一条の規定による直通階段にから第十三項までに規定する竪穴部分の技術的基準のうち、当該 百三十七条の六の 該当する場合に適用されることとなるもの 一条及び第百十四条に規定する技術的基準 「特定竪穴基準」という。)を除く。 〈壁及び防火区画の設置及び構造に関する技術的基準は、 法第三条第二項の規定により法第三十六条(前項に規定する技 四 法第八 十六条の七第)とする。 (次項第二号において (第百十二条第 項の 政令で定める防 第百十 + 当該 項

各号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分とする。 び改築に いての法第八十六条の七第 基準に係る部分に限る。 ついては、 次の各号に掲げる建築物 の規定の適用を受けない 項の政令で定める範囲は、 の区分に応じ、 建築物に 増築及 当該

次号に掲げる建築物以外の建築物 次のイ又はロ 0) い ずれ カコ

イ 次の(1)及び(2)に該当するに該当するものであること。 (1)次の(1)及び(2)に該当するものであること。

増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるも

- (2)に相当する建築物の部分に関する基準として国土交通大臣増築又は改築に係る部分が、前項に規定する技術的基準 のであること。
- 口 築が当該増築又は改築に係る部分以外の部 危険性を増大させないものであること。 ける延べ面積の二十分の 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時にお を超えず、 か 分における延焼の 当該増築又は改

が定めるものに適合するものであること。

技術的基準 第百 に該当するものであること。 一条第 (特定竪穴基準を除く。 + 項 から第十三 一項までに に適合しな 規 定する竪穴部 建築物 分 前の

火地域関係)

第 囲は、増築及び改築については、次の各号に掲げる建築物の区分ない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範 分とする。 火地域内にある建築物に係る部分に限る。)の規定の適用を受け 百三十七条の十 に応じ、 当該各号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部 法第三条第二項の規定により法第六十一条 第

イ 次の10及び20こ亥当上5に該当するものであること。 次号に掲げる建築物以外の建築物 次のイ又はロ 0 V ず れ カコ

次の(1)及び(2)に該当するもの であること。

- (1) であること。 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画さ れるも
- (2)が 12 8 造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたも であること。 のる基準 :定めるものに適合するもので、 相当する建築物の 増築又は改築に係る部 (防火地域内にある建築物に係るも 部分に関する基準として国土交通大臣 分が、 第 国土交通大臣の定めた構 百三 十六 条の二 のに限る。 各号に定 \mathcal{O}
- 口 次 の(1)から(5)までに該当するものであること。
- (1)超えず 改築に係る部分の床面積の合計)は、 敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は対象床面積の合計(当該増築又は改築に係る建築物が同工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分 を超えな か 基準時における当該建築物の 五十平方メー 延べ 面 **積の合** トルを
- (2)増築又は改築後における建築物 0 階数が二以 下で

か

Ŧī.

(防火地域及び特定防災街区 |整備地区 位関係)

いては、 百三十七条の十 の七第一項の規定により政令で定める範囲は、 外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)について法第八十六条 火地域内にある建築物に係る部分に限る。)又は法第六十七条第 項の規定の適用を受けない建築物 次に定めるところによる。 法第三条第二項の規定により法第六十一 (木造の 建 増築及び改築につ 築物にあ つては、 条

- 床面積の合計)は、 以上ある場合においては、 面積の合計(当該増築又は改築に係る建築物が同 における当該建 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部 建築物の 五十平方メートルを超えず 延べ面積の合計を超えな これらの増築又は改築に係る部分の いこと。 かつ、 一敷地内に二 基準 分の 時 床
- Ŧī. 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、 増築又は改築後における階数が二以下で、 百平方メート ル を超えないこと。 カ 防 火構 延 造とする べ面 積が
- 四 こと。 方法を用いるもの又は国土交通大臣 いて発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、 百九条に規定する防火設備であつて、これに建築物の周囲 各号のい じ。 始後二十分間当該加熱面以外の 増築又は改築に係る部分の外壁の に火炎を出さないものとして、 下同 で延焼のおそれのある部分に、 ずれかに該当する建築物の外壁の を設けること 面 国土交通大臣が定めた構 開 0) (屋内に面するものに限 認定を受けたもの П 二十分間防火設備 部 開口部を除く。 (法第八十六条 をい 加 \mathcal{O} (第 造 る 熱 お 下 兀
- 増築又は改築に係る部分以外の 部 分の 壁 0 開 П 部 で延 焼の

曽をなまなどとなってかったぎなど下憂まい。 延べ面積が五百平方メートルを超えないこと。

あること。 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造で

(4)熱開始後二十分間当該加熱面 けたものをいう。 定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の に限る。 て発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、 に規定する防火設備であ 延 0 四各号の 増築又は改築に係る部分の外壁 焼 (5) 0 おそれの 及び第百三十七条の に火炎を出さないものとして、 いずれかに該当する建築物 ある部 5及び同項において同じ。 分に + 7 以外の面 一第九項 これに建築物 十分間防 0) 開 へにお 0 \Box (屋内に面するもの 火設備 外壁 部 国土交通大臣が V (法第八)を設けるこ て同 \mathcal{O} 0 開 周 (第百九 ľ 認定を受 囲におい П 部を除 十六 条 条 加 で

(5)焼 ること。 0 いおそれ 築又は改 のある部分に、 築に係る部 分以 二十分間防火設備が設けら 外 \mathcal{O} 部 分の 外 壁 0 開 П 部 れ で て 延

ものが前号イに該当するものであること。 木造の建築物のうち、外壁及び軒裏が防火構造のもの以外の

(準防火地域関係)

イ 次の①及び②に該当するものであること。に該当するものであること。

。 おそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられていること

準防火地域関係

第百三十七条の十一 準防 より 構造のものに限る。)について法第八十六条の七第 ところによる。 受けない 政令で定める範囲は、 (火地域内にある建築物に係る部分に限る。) の規定の適用 建築物 (木造の建築物にあつては、 法第三条第二項の規定により法第六十一条 増築及び改築については、 外壁 一及び 項の規定に 次に定める 軒裏が防 火 を

面 工事の 積の 上ある場合においては 合計 が着手が (当該増築又は改築に係る建築物が同 基準時以 後である増築及び これらの 増築又は改築に係る部分の 改 楽に 係 る部 地内に一 分の 床

- (1) であること。 増 築又は改築に係る部分が火熱遮断 壁等で区 画されるも
- (2)構 臣が定めるものに適合するもので、 8 のる基準 増築又は改築に係る部 造方法を用い 相当する建築物の (準防火地域内にある建築物に係るも るもの又は国土交通大臣の 部分に関する基準として国土交通大 分が、 第 百三 国土交通大臣の 一十六 認定を受けたも 条の二各号に定 のに限る。 定めた
- 口 次 で の(1)及び(2)並 、あること。 びに前条第 一号口 (3)から(5)までに該当する

であること。

- (1) \$ 改築に係る部分の床面積の合計)は、 超えないこと。 敷地内に二以上ある場合においては、 対象床面積の合計 対象床面積の合計(当該増築又は改築に係る建築物が同工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分 五十平方メートルを これらの増築又は
- (2)増築又は改築後における建築物の階数が二以 下であるこ
- もの 木造の建築物のうち、 前号イに該当するものであること。 外壁及び軒裏が防火構造の É の以外の

(防火地域及び準防火 (地域内の建築物の屋根関係)

百三十七条の十

法第三条第二項の

の各号のいずれにも該当する増築又は改築に係る部分とする。 壁及び軒裏が防火構造のものに限る。 七第一項の政令で定める範囲は、 の規定の適用を受けない建築物 (木造の建築物にあつては、 増築及び改築については、)についての法第八十六条 次 外

象床面 分の に二以上ある場合においては、 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の対 床面積の合計) 積の合計 (当該増築又は改築に係る建築物が同 は、 五十平方メートルを超えず これらの増築又は改築に係る部 か 敷地内

> 床 面 積の 合計) は、 五. 十平方メ 1 1 ル を超えないこと。

- 増築又は改築後における階数が一 以 下であること。
- こと。 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、 防火構造とする
- 兀 る部分に、 増築又は改 一十分間 (築に係る部分の外壁の 防 火設備を設け ること。 開 口 部で 延 焼の おそ れ 0) あ
- Ŧī. ° お 増 築又 は あ 改 築に係る 部 分以 外 0 部 分の 外壁 $\overline{\mathcal{O}}$ 開 П 部 V で ること 延 焼 0

それの る部分に 分間防 設備が設けら れて

(新設

規定により法第六十二

るこ 時 に お け る当 該 建 築 物 0 延 面 積 0 合 計 を 超 え な 1 ŧ \mathcal{O} で あ

根 に 増 築又は お ける延 改 焼 築 0 が 危険性 当 該 増 を増 築 又 大させ は 改 築 に な 係 1 Ł る 0 部 で 分 あ 以 ること。 外 0 部 分 0 屋

特 定 防 災 街 区 整 備 地 区 関 係)

は、 条 百 とする。 第 第 + 条 百三十 \mathcal{O} 壁 項 七 七 及 条 \mathcal{O} 第 び 規 \mathcal{O} 軒 定 十 条の 項 裏 \mathcal{O} 0 が 適 \mathcal{O} 政 十 防 用 を受け 第 令 火 構 法 で 号 定 造 第 口 め \mathcal{O} な に該当する増築又は改築に係る る Ł 条 11 範囲 のに 建 第 築 は、 項 限 物 る。 0 木 増 規 築及 定 造 に 12 \mathcal{O} ょ び 0 建 改 ŋ 11 築 築に 物 て 法 に \mathcal{O} 第 法 つい あ 六 第 0 + て 八

規 模 \mathcal{O} 修 繕 又 は 大 規 模 \mathcal{O} 模

第 は、 政 定 百 三十 せ 令 \mathcal{O} 適 な で -七条の 用 該 定 い 建 全て める を受けり 築 + = \mathcal{O} 物 範 大規模 に 囲 は、 お け 建 法第三条 うる当該 大規模 築物 \mathcal{O} 修繕 につい の修繕 第二項 又は 建 築 ての 大規模 物 又は大規模の模様替にの法第八十六条の七第 0 \mathcal{O} 構 規 \mathcal{O} 造 定 模様替とする。 耐 に 力上の より 法 危険 第二 性 + を増 つ一い項 条 \mathcal{O} \mathcal{T} の規 大 第

2

五. 四法項 法 第五十六条第一 若しくは 第五十二条第一項、 三十 法 九 第三条第二項の規定により法第二十六条、 第六十 項、 · 条、 条 項 第一 七条第一 第二項、 若 法 法第三十四 第五十七名 項若しく 条の二第一 しくは第二 項 項、 項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十年で、法第六十条の三第一項若しくは第二項、二第一項若しくは第二項、 法第 条の五第一項、 は 法 第二項若しくは第七項、 条第二項、 項 第二項、 第 五十四条第一 0 五十六条の二第一項、 規 定 0 法 法第四十七条、 第六十名 適 項、 法第五十八 用を受け -条第一 法 第五十五条第一 法第二十七 法第五十三条: な 条第 項 法第五 法 (若しくは) 建 第 第一項、法第五十七条の 上条第一項、 築 十 物 第二 0 法

項

若しくは第

項

0

規

覚定の

適用

元を受け

な

建

築物

0

1

新

大 規 模 0 繕 は 模 0) 様

百三十七

条の

法第三条第二項

0

規

定に

ょ

ŋ

法

第二

条

0

2 法第五 五 第項五十 法第五 第三十 定により 八法 兀 5 に 定 十九 第一 若しくは 法 0 \mathcal{O} 0 項 第三条第二 修 い 適 条第一 項、 一十二条第一 十六条第一 · 条、 繕 て 第六十条の 用 には、 5 七条第一 又は 政 を受けな 法第五 第三項 第二項、 令で定め 法第三十四条第二項、 6模様替 項 当 一項の 、若しくは 該 べまで、 二第一 項、 項、 項 十七条の 建 る範 法第五 、若しくは第五項 規 建 0 築 すべ 第二 築物 定により法 物 法第五十六条の二 項 囲 第二項、 法 \mathcal{O} 五第一 は、 若しくは第二項、 一十四条第一項、 項 てとする。 につい 第六十条の 構 造耐 若しくは第七項、 大規模の 項、 力上の 法第六十条第一項 法 第二十六 て法第八 第四 から第七項 三第一 法第五 一第一項、 十七七 危険 修繕又は 八十六条 条、 法 第五 性が 項 法 +若し 第六十条の二 凣 まで又は 法 条第 法第五 十五 第五 大規 第二十 0 増 法 くは だ若し 大し 第 七 条第一 十三条 五. 模 第 法第六 くは 項、 十七七 ない Ė + 0 項の 条、 模 様様 項、 項 \mathcal{O} 第 条 法 + \mathcal{O} 第 法 規規

6 5 4 3 ての の 二 繕又は大規模の模様! で定める範囲は、 壁 又は大規模の模様替に 準に係る部分に限る。 囲 な 当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は 適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一 \mathcal{O} び を受けな 法第三条第二項の規定により 兀 法 に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であ 法 の二第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものであること大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分が法第二十八条 模様替とする。 お 第二号に掲げる基準に係る部分に限る。) の規定の適用を受け法第三条第二項の規定により法第二十八条の二 (同条第一号及 避 法第三条第二項 い建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範 するものであること。 百三十七条の四の二第 一第 第一 第三 第八 三十七条の四の二第三号の国土交通大臣が定める基準に適合大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分以外の部分が第 模 難の安全上支障とならないものとする。 ける次の各号 の修繕又は大規模の模様替とする。 法 大規模の修繕及び大規模の模様替については、 の模様替とする。 第 一条第二項の規定により法第三十六条 項に規定する技術的基準に係る部分に限る。 項又は第百三十七 十六条の七第 1 八十六条 建築物につ への規定 大規模の修繕又は大規模の模様替については、 0) 0) 替については、 七 11 第一 0 ず V 項の ての法第八十六条の七 いては、 0 れにも該当する大規模 に 規定の適用を受け 条の六 より 項の政令で定める範 政令で定める範囲 法第四十三 法 当該建築物におけ の 三 第三 当該建築物 第 + Ŧī. 一条第 項に規定する技術的基 条 ない (第百三十七 第 つて、 囲は、 第 0 は、 における全 項 建築物に 百三 修繕及び大規模 いる屋根又は外 項の 大規模 \mathcal{O} 大規 規 当該建築物 + 項の政令 の規定の 政令で定 定 七 条の六 模 つい \mathcal{O} 0 条 て 修繕 適用 の六 の大修 て 3 新設 (新設) 新設 受けない建築物について法第八十六条の 様替の全てとする。 規模の修繕又は大規模の模様替については、 令で定める範囲 て法第八 0) 法第三条第二項の規定により法第二十 すること。 百三十七条の に定めるところによる 兀 大規模の 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部 の二に規定する基準に適合すること。 十六条の 修 匹 |繕又は大規模の模様替に係る部分以外の は、 0) 七 第一 大規模の 第 三号の 項 \hat{O} 修 規定により政令で定める範 国土交通大臣が定める基準に適 !繕及び大規模の 七第 凣 条の これらの の模様替については一項の規定により政の二の規定の適用を 分が第百 修繕又は 部分が 囲 一十七 は、 模大 合 第 条

全上 模 建 る 0 修 利 物 範 防 繕 用 井 に 又は は、 火上及び 者 お \mathcal{O} け 大規 る当該 増 大 規 加 衛生上支障 模 模 が 見込まれ の模様替 建 0 築物 修繕 又は \mathcal{O} 用 が で な **,** \ 大規 な あ 途 つて、 V Ł \mathcal{O} と認 変更 模 0 を除く。 \mathcal{O} 特 8 模 (当 るも 様 定 該 替に 行 変更 0 政庁が交通 とする。 を 0 伴 後 1 わ に 7 当 な は、 上 該 、 安 規 建 当 築 該

7 行 な 建 を 築物 る範 受け 圕 大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、 囲 第 にお 安全上、 0 囲 な 条第 環境 は、 V ける当該建築物 建 の維持 大規 築 防火上及び衛生上支障がないと認めるものとする」繕又は大規模の模様替であつて、特定行政庁が通 物に 項 模 0 又は向・ 規 \mathcal{O} 0 修 定により V ての 繕又は大規模 上 の形態の変更 法第八 のため必要なも 法 第四 +十四四 \mathcal{O} 六 模様替に 条 他 条第 \mathcal{O} 七第 のを除く。 の建築物 つい 項 項 0 規定 ては、 0 0 利 政 便その を伴 令 0 で定 適 該 用 わ

(新設)

8 三十七条の十九第二項に規 な に ま での い全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。 0 項の政会 第三 規 政令で定める範 定の適用を受けな 第二項の規定により 当該 |建築物における||当該建築物の用途の変更| 囲 は、 定する範 11 建築物につい 法第 大規模の修繕又は大規模の 囲 兀 内 + のものを除く。 八 ての 条 第 法第八 項 か +6) を伴. 六条の 第 を伴わる機様替 + 兀 七項 4

9 囲 な 模様替とする。 い建 お 法第三条第二項の規定により法第六十一条の規定の適用 ける次 大規 築物についての法第八十六条の七第一 の各号 模の修繕 0 及び大規 11 ず れにも 模の模様替に 該当する大規模 つい 項 の ては、 \mathcal{O} 政令で定める範 修 繕 及び 当該 を受け 大規 建 築物 模

で延 であること。 大規模の修繕又は大規模の模様替に! 焼のおそれ のある部 分に、二十 分間 係 る部分の 防 火設備 外壁 を設 け \mathcal{O} 開 る も口 の部

けら 大規 口部で延焼のおそれ 模の修繕又は れ ているも のであること。 大規模の模様替に係る部 のある部 分に、 $\overline{+}$ 分以 分間 外の 防 部 火 設備の

が外

までの \mathcal{O} + 0項の 模 修繕又は模様替の 九 法 様替については、 第二項に規定する範囲内のもの 第三条第二項の は替については、当該建築物の用途の変更規定により政令で定める範囲は、大規模 規 定の 適用を受けない 全てとする。 定により 建築物につい 法第四 を除 ्रं 条第 て法第八) を伴 の修繕又は (第百三十 項 E わない 十六条の七 か 5 これ 七条 大規 兀 らの 模 第 項

5 ない 定 定 め 法第三条第二項の規定により法第六十一 る範囲 建築物について法第八十六条の \Diamond るところによる。 は、 大規模の 修 戸繕及び 大規 七第 が模の 条の 項 模 \hat{O} 様 替に 規定により 規 定 0 \mathcal{O} 適 1 用 て 、政令で を受け は、 次

で延 大規模の 焼の おそ 修繕又は大規模の模様替に れ 0 あ る部分に、二十分間 に係る部 防 火設 分の 備 を 外 設 壁 0 けること 開 П 部

設 壁 けら 大規 0) 開口部で延焼の られてい 模 0 修 ること。 1.繕又は大規模の おそれ 0) のある部 模様替に 一分に、 係る部分以 -分間 外の 防 火設 部 分の 備 が外

(技術的基準から除かれる防火区画)

百三 部 区 分 画 十 15 0) は 七 よる直 防 火区 条の 第 百 十三 画 + 通 階 (当該竪穴部 条第 段 法第 に + 該当する場合 八 項 十六条の七第二 から 分が第百二十条又は第 第十三 0 Ł 項 0 を除い まで 項 0 政令で定め の規 < 院定による竪穴 で定める紡火 百二 とする。 $\overline{+}$ 条 \mathcal{O}

(独立部分)

、当該各号に定める部分とする。(令で定める部分は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の政第百三十七条の十四(法第八十六条の七第二項(法第八十七条第四

(略)

とが 六条 する基準 -六条第 法第二十 できる部分 第百 基準に係る部 (法第八 項、 条第 十六条の七第二 法第二十七 第百九条の八に規定する建築物の 分に限る。 項 建築物であ 若 しく 条第 項に規 は 又は法第六十 第 項 つても別 定する防 から 項、 第三 法 の建築物とみなすこ 第 一項ま 火壁等に関する技 条第 + で 部分 条、 法第三 項に規定 法第 $\overline{+}$

部分 すことができる部分 第百十七条第二項各号に掲げる建築物のすことができる部分 第百十七条第二項各号に掲げる建築物の規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみな九条を除く。)に規定する技術的基準に係る部分に限る。)に三 法第三十五条(第五章第二節(第百十七条第二項及び第百十三

四 (略)

第百三十七条の十五 法第八十六条の七第三項の政令で定める基準(増築等をする部分以外の部分に対して適用されない基準)

術的 増 基準) 築等をす る 独 立 部 分以 外 0 独立 部 分に 対 L 7 適用 だされ な 1 技

第 項にお 定め 百三十七 る技術的 第 V 、て準用 条の 節 第 基準 十 三 百 する場合を含 は $\overline{+}$ 法 第 第 六 条 八 五 章 十六 0 第 む 条の 第 節 次 条に 七第一 項 (第百 を除く お 項 十七 V 7 法 同 条 ľ 第 及 第 U 八 第四 項 + を除く。 Ė 政令で 節に規 条第 四

(独立部分)

定

す

える技

術

的

基準

す

る。

第

とする。各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分項において準用する場合を含む。)の政令で定める部分は、次の百三十七条の十四 法第八十六条の七第二項(法第八十八条第一

一 (略)

(新設)

とができる部分 第百十七条第二項各号に掲げる建築物の部分する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすこ及び第四節に規定する技術的基準に係る部分に限る。)に規定法第三十五条(第五章第二節(第百十七条第二項を除く。)

三 (略

第百三十七条の十五 法第八十六条の七第三項の政令で定める基準(増築等をする部分以外の居室に対して適用されない基準)

から第二十名 第二十八 条の九までに規定する技術的基準に係る部分とする。 、条の二第三号に掲げる基準 \mathcal{O} うち、 第二十条 \mathcal{O} 七

2 ╗ҭ 条並 第 U 十六 に 第 五章第四 条 0 七 第三 節 及び 項 0 第五 政 令で定め 節 に規・ 定する技術的基準 る技術的基準 は、 第百 とする

百三十八条 (工作 物 \mathcal{O} 指 定等)

第

3 2 法第八十八 号及び第二号に掲げる基準とする。 条第 項 0 政令 で定める基準 は 法第二十八 条の二

4 る基準時における敷地をいう。)と同一の敷地内にあるものを除規定の適用を受けない建築物については、第百三十七条に規定す三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十四項までのるもの及び第一号又は第五号に掲げるもので建築物の敷地(法第 項 業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあ \mathcal{O} 製造施設、)とする。 規定により政令で指定するものは、次に掲げる工作物 貯蔵施設、 遊戯施設等の工作: 物 で法第八 八十八 条第 主 3

低層住居専用地 域内にあるも 第二項各号に掲げる工作 域、 第 種 物で第一 中 高 層 種 住 |低層: 居 専 住 用 地 居専用語 域 又 は 地 域、 田 遠 第二 住 居

Ŧī. 六

造 貯蔵施設、 遊戯施設等)

第 百 b に掲げるものについ 第十四項までに係る部分に限る。 兀 十 -四条の二の二 炉施設、貯蔵施設 第百三十七条の 項 (法第四十八条第一 第 一号 から 米の七、第百八条第一項かり第四号まで

> 二十条の九までに規定する技術的基準に係る部分に限る。 法 第二 十八条の二第三号に掲げる基準 (第二 とす 5

る。

(新設)

(工作物 0 指 定

第

百三十八条

2

(新設)

る基準時における敷地をいう。 規定の適用を受けない建築物については、 三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十四 るもの及び第一号又は第五号に掲げるもので建築物の敷事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中 事 項 製造 0) とする。 規定により政令で指定するもの 施 貯蔵 施設、 遊 施設 と同 等 は、次に掲げる工 工 0) |敷地内にあるものを除第百三十七条に規定す 敷地 項 . 臨 は、法第 一時にあ 木

(略)

低層住居専用地 内にあるもの 前項各号に掲げる工 域、 第 作物で第一 種 中 高 層 種 住 低 居 層住居専用 専 用 地 域 又 地 は 域、 田 亰

第二 住

居 種

地

Ŧ. 六

造 施 施 設、 遊戯 施設等)

第 百四十四 5 に掲げるものについ 匝 条設、 項 (までに係る部分に限る。)、 二貯の蔵 ては、第百三十七条 第百三十八条第 項 第百三十七条の七、 (法第四十八条第一 第 号 5 第四 項 第 ま 百かで

七除く。 第二号及び第三号中「床」く。)の規定を準用する。 み替えるものとする。 \mathcal{O} 十二第八 項 する。この る。この場合におび第百三十七条の. 面 積 の合計」とあるのは、 い十 て、 第二 のは、「築造面積第二項(第三号を

第 十二第二項(法第五十一条に係る部分に限る。)の規定を準用す二の三(第一項第一号及び第四号を除く。)及び第百三十七条の都市計画区域内にあるものに限る。)については、第百三十条の八百四十四条の二の三 第百三十八条第四項第五号に掲げるもの(日十四条の二の一(理施設) 第

定用 途制 限 地 域 内 0) 工. 作 物

第 百 兀 ては、 十四条の二の 第百三十 四 条の二の 第百三十八条第 規定を準用する。 兀 項 第六 号に 掲 げ るも \mathcal{O} に

2 で |同項第二号に規定する類似の用途の指定については、当該条例||四十九条の二の規定に基づく条例の規定を準用する場合におけ(第二項において準用する法第八十七条第三項の規定によつて法第百三十八条第四項第六号に掲げるものについての法第八十八 めるも のとする 八条第四項第六号に掲げるものについ

(道

第 百四 次のとおりとする。 十五 十五条 法第四十四条第一項第三号の政令で定め路内に建築することができる建築物に関する基準 令で定める基 準 は、

特定主要構造部 が 耐 火構造であること。

2 度 下この項において同じ。)、高度利用地地区(建築物の高さの最低限度が定めら の自 第四十四条第 動 車 \mathcal{O} みの 交通 項 第四 の用 | 号の に供 高度利用地区又は都市再 政 いするも 令で定 1也区又は都市再生特別地られているものに限る。

三十七 七除く。 と読み替えるものとする。 第二号及び第三号中で、 条 0 第四 項 する。この 床面 第百三十 「積の合計」とあるの 場合に -七条の: お い十 て、 九 第二 は、 第百三 項 十七 条 号 積の

十二第二項(法第五十一条に係る部分に限る。)の規定を準用す二の三(第一項第一号及び第四号を除く。)及び第百三十七条の都市計画区域内にあるものに限る。)については、第百三十条の 百 匹 世四条の一定理施設) <u>ニ</u>の 第百三十 条第 項 第五号に げるも

定用 途制 限 地 域 角 0 工

第 百四 ては、 十四四 条の二の 第百三十条の二の 兀 第百三十八条第三 規定を準用する。 項 第六 るも

2 る同 で 第四十九条の二の規定に基づく条例の規定を準用する場合に 条第二項において準用する法第八十七条第三項の 定 第百三十八条第三項 め 項 第二号に規定する類 るもの とする。 第六号に掲げるものについ 伮 0 用 途の 指 定に . つ 1 ては、 ての 規定によつて 当 八 条がける

第 百 (道 四十五 .内に建築することができる建築物に関する基準 条 法第四 + 应 条第 項 第三号 Ď 政 令で定める基

準

次のとおりとする。

主要構造部 が 耐 火 構 造であること。

2 再 \mathcal{O} 法第四 道路 生 に限る。 特 別 (高 十四四 地 同度地区 区 以下この項に 条第 内の 自 一項 (建築物の 動 第四 車 におい Ď 4 号 0 高さの最低限度が定め て同じ。 \mathcal{O} 交通 規 定により政令で定 0 用 に供 高 するもの 度利用地区又は都 5 る れ るもは 市

る 建 部 生 け 再 動 5 5 生 車 れ 特 次 b る建 れるもの及び高架の道路の路面下に設けられるものを除く。時別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設給油所及び自動車修理所(高度地区、高度利用地区又は都市のみの交通の用に供する道路に設けられる建築物である休憩 別 築 がの 地 物 耐 る に設けら 区内の 築物、 火構 \mathcal{O} 造 下そ 高 自 であ ず れるも 架 動 れ るか かに \mathcal{O} 車 \mathcal{O} 道路の路 \mathcal{O} 他 みの の、 又は 該当するも \mathcal{O} 通 交通の 交通 主要 行 面下に設けられる建 構 は 用に供する道路の 区 造 \mathcal{O} 運 で 部 搬 高度利用地 あ が \mathcal{O} 不燃材料で造 り、 用 途 かに つ、 築物並 区又は都 す 中の上空に設 である休憩 上空に る 5 定 びに自 れ 主 設 市 て 要 物 け 再い 構

とする。

3 次 0 前)各号に定めるところによらなければならない。『項の建築物のうち、道路の上空に設けられるも \mathcal{O} \mathcal{O} 構 造 は、

路 いらに類する材料を用いないこと。ただし、これらの材料が道タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他こ屋外に面する部分には、ガラス(網入ガラスを除く。)、瓦(略)

别 区 特

第 が \mathcal{O} 百 規 兀 7一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区で以ば工作物にあつては、地方自治法第二百五十二条の十七の次に掲げる建築物、工作物又は建築設備(第二号に掲げる建定により建築主事の権限に属するものとされている事務のう +に係 九 することとされた場合における当 る事 法第九十七 務以 外外 の事務とす 条の三第一 項 \mathcal{O} ⊺該建 政令 築物 で定める 又は 工 事 作 務 は、 物 を除

> 物に設けられ主要構造部が る。 地 区 るの るもの及び高架(別地区内の自動t 上 内の 自 高架の 解の 動 用に供する道路に設けられ 動 れが け れるもの、 車 車 耐 次 b 修理所 車のみの交通の用に供する道路の 道路の路 (D) \hat{O} 火構造で 各号の みの 道 る渡 路の路面 交通 高 ŋ (高 度地 面 あ **同度地区、** ŋ, 0 下に設けら ず 下 用に供 その 区 下に ħ かに 又は不燃 高度利 .設けられるものを除く。 他 該当 する道路 高 \mathcal{O} ||度利用 る建築物 れる建築物 通 コするも 用 材 行 地 料 . で造 地 \mathcal{O} 区 は 上空に 一又は 区 である休憩 \mathcal{O} 区又は都 上空に設けら 並 5 で び 都 れ あの 設け てい に 市 市 自 再)とす に再生特 所、 生特 る建 動 6 カコ つ、供す 車 ħ 給のる 別築 す

3

次の各号に定めるところによらなければならない。 前項の建築物のうち、道路の上空に設けられるも一〜三 (略) \mathcal{O} 0) 構 造 は

瓦壳 が道路上に落下するおそれが 屋外に面する部分には、 、タイル、コンクリー トブロック、 ガラス (網入ガラスを除く。)、 飾 石、テラコッタその

別 区 \mathcal{O} 例

第 築物又 百四 が \mathcal{O} 規定により建築主事の 処理することとされた場合における当 十九 次に掲げる建築物、工作物又は建築設備(第二号に掲 に係 は工作物にあつては、 項 \mathcal{O} ふる事 規定により同 法第九 務以 外 Ó 七 事 1号に規定する処分に関する事務を特 権限に属するものとされてい 条の 務とする。 三第一 地方自治法 項 \hat{O} 該 第二百五十二条の 政 令で定める 建 築物又は 、 る 事 事 工 作 務 げる + 務 物 莂 七 を 0 う法 除 区の建

2 • 3 兀 附属するもの第二号ハからチまでに掲げる工作物で前二号に掲げる建築物に第二号ハからチまでに掲げる工作物で前二号に掲げる建築物に附置するもの及び同条第四項に規定する工作物のうち同項一第百三十八条第一項に規定する工作物で前二号に掲げる建築 (略) (略) (略) 2. 兀 附属するもの第二号ハからチまでに掲げる工作物で前二号に掲げる建築物に第二号ハからチまでに掲げる工作物で前二号に掲げる建築物に附置するもの及び同条第三項に規定する工作物で前二号に掲げる建築一・二 (略 3 (略) (略)

(傍
線
0)
部
分
は
改
正
部
分
_

改正案	現
。 一 耐火構造の住宅 イ又はロのいずれかに該当する住宅をいうぞれ当該各号に定めるところによる。 第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ(用語の定義)	。 一 耐火構造の住宅 イ又はロのいずれかに該当する住宅をいう一 耐火構造の住宅 イ又はロのいずれかに該当する住宅をいうぞれ当該各号に定めるところによる。 第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ(用語の定義)
百一号)第二条第九号の二イに規定するものをいう。口におイーその特定主要構造部(建築基準法(昭和二十五年法律第二	号)第二条第五号に規定するものをいう。以下この条においイ その主要構造部(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一
。次号ロにおいて同じ。)であるものいて同じ。)が耐火構造(同条第七号に規定するものをいう	いう。次号ロにおいて同じ。)であるものて同じ。)が耐火構造(同法第二条第七号に規定するものを
なお、うつで国にで角にはつぎつうともにを育っつけて上口。その特定主要構造部が建築基準法第二条第九号の二イ(2)に	ローその主要構造部が建築基準法第二条第九号の二イ(2)に該当
有するもの	るもの
のハずれかこ該当するものをハう。 二 準耐火構造の住宅 耐火構造の住宅以外の住宅で、イ又はロ	のハずれかこ該当するものをハう。 二 準耐火構造の住宅 耐火構造の住宅以外の住宅で、イ又はロ
う。ユニる、このじ。 これは、大き、同ちらごかっこれで、主要構造部(建築基準法第二条第五号に規定するものをい	見言しなっつという。从でしつ号において同じ。これになって、主要構造部を準耐火構造(建築基準法第二条第七号の二に
ものをいう。)としたもので国土交通大臣の定める	で国土交通大臣の定める基準に該当する耐久性を有する
準に	の
三 (略) 二 (略)	三 (略)

	○ 地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第百九十八号)
	(抄)
	(第四条第一号関係)
(傍線の部分は改正部分)	

2		**	
(略) 二十七~三十六 (略) 六条第三項、第二十1	元十二年法律第五十三号) 一〜二十五 (略)	し建も法の な築の令準 にの用	74.
(略) 二十条及び附	(本)	て、これらの規定を準用する。築主事を置く市)と、その他ののにあつては当該市(第二十三令の規定については、地方住宅準用)	改
啊則第三条	第十三条、消費性能の向	华 🥠	正
則第三条第七項から第九項まで	(の)	用する。 第二十三号及び第二十六号に地方住宅供給公社を、市のみ	案
2		/*/*	
(略) (略) (略) (略)	法律第五十三号) 梁物のエネルギー	し 建 も 法 の て 築 の 令 準	現

 \bigcirc 地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)(抄)(第四条第二号関係)

	近ク
	断 4
	(明禾世十五年 两个第二百
	包
	(質匠) 第一
	一号目付し
(傍線の部分は改	
分は改正部分)	

2 第	1
(他の法令の準用) (他の法令の準用) (他の法令の準用)	改正案
(他の法令の準用) (他の法令の準用) (他の法令の準用) (他の法令の準用)	現

 \bigcirc 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)(抄)(第四条第三号関係)

,	
二十一~二十八 (略) 第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで	二十一~二十八 (略) 条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで
十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十六条	二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十六
二十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二	二十 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成
一~十九 (略)	一~十九 (略)
準用する。	準用する。
掲げる規定にあつては、都道府県)とみなして、これらの規定を	掲げる規定にあつては、都道府県)とみなして、これらの規定を
号、第四号から第七号まで、第十三号、第十八号及び第二十号に	号、第四号から第七号まで、第十三号、第十八号及び第二十号に
第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体(第二	第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体(第二
(他の法令の準用)	(他の法令の準用)
現	文 正 案
(傍線の部分は改正部分)	

 \bigcirc 社会資本整備審議会令(平成十二年政令第二百九十九号)(抄) (第四条第四号関係)

2		ı	ī	第一、五	
2~6 (略)	建 築 分 科 会	(略)	名称	下欄に掲げるとお (分科会)	
	一 (略) 一 (略)	(略)	所 掌 事 務	げるとおりとする。所掌事務のうち、それぞれ同表の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの)	改正案
2				 第	
2~6 (略)	建 築 分 科 会	(略)	名称	下欄に掲げるとお第六条 審議会に、(分科会)	
	一 (略) 一 (略) 一 (略)	(略)	所 掌 事 務	るとおりとする。事事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の以に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの	現行

 \bigcirc (傍線の部分は改正部分)独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)(抄)(第四条第五号関係)

2	-	第一
(略) (略)		一十八条 次に掲げる法令の規定については、幾構を国の行政幾(他の法令の準用)改 正 案
2 (略) (略)	を 三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで 三項、第二十条及び附則第三条、第十四条第二項、第十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平 十四 (略)	第二十八条 次に掲げる法令の規定については、幾構を国の行政幾(他の法令の準用)

 \bigcirc 独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)(抄)(第四条第六号関係)

2 (略)	2 (略)
二十五~三十四 (略)	二十五~三十四 (略)
条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで	六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで
二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十六	成二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十
二十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成	二十四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平
一~二十三 (略)	一~二十三 (略)
なして、これらの規定を準用する。	なして、これらの規定を準用する。
第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみ	第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみ
(他の法令の準用)	(他の法令の準用)
現	改正案

\bigcirc
国立大学法人法施行令
(平成十五年政令第四百七十八号)
(抄) (第四条第七号関係)

2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
四十六~六十一 (略)	四十六~六十一 (略)
条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで	六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで
二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十六	成二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十
四十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成	四十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平
一~四十四 (略)	一~四十四 (略)
なして、これらの規定を準用する。	なして、これらの規定を準用する。
第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみ	第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみ
現	改正案
(傍線の部分は改正部分)	

独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令(平成十五年政令第四百七十九号) (抄) (第四条第八号関係)

 \bigcirc

2 (略)	2 (略)
二十六・二十七 (略)	二十六・二十七 (略)
条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで	六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで
二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十六	成二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十
二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成	二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平
一~二十四 (略)	一~二十四 (略)
の規定を準用する。	の規定を準用する。
第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これら	第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これら
(他の法令の準用)	(他の法令の準用)
現	改正案
(傍線の部分は改正部分)	

 \bigcirc 独立行政法人国立病院機構法施行令(平成十五年政令第五百十六号)(抄)(第四条第九号関係)

(略) 2 (略)	十四~四十三	六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで 条第三項、	成二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十 二十七年法律	三十三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平 三十三 建	一〜三十二 (略)	して、これらの規定を準用する。	沢十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみな ┃第十六条 次	他の法令の準用) (他の法令の準	改正案
	十三(略)	、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで	法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十六	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成	(略)	らの規定を準用する。	次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみな	の準用)	現行

 \bigcirc 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第百六十号) (抄) (第四条第十号関係)

2 (略)	二十七~三十五(略) 二十七~三十五 (略) 六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項ま	牛法律第五十三号)第十三条、第十四条第二栗物のエネルギー消費性能の向上等に関する	一~二十五 (略) なして、これらの規定を準用する。	第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機!(他の法令の準用)	改正案
2 (略)	二十七~三十五 (略) 条第三項、第二十条及び附則第三	第 (十 平	一~二十五 (略) なして、これらの規定を準用する。	関 と み 第	現
	条第七項から第九項まで	第十四条第二項、第十六向上に関する法律(平成		機構を国の行政機関とみ	行

○ 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)(抄)(第五条関係)

(略) (略) (略) (1) 建築基準法第二条第七号に規定するおそれがないと認められる場合関の環境を害するおそれがないと認められる場合関の環境を害するおそれがないと認められる場合関の環境を害すること。 (1) 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造であれるものであること。 (1) 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造であいた。 (1) 建築基準法第二条第七号に規定する不燃材料(ハーに該当すること。 (略) (略)	略) (略) (略) (略) (の環境を害するおそれがないと認められる場合 の環境を害するおそれがないと認められる場合 (略) (略) その特定主要構造部(建築基準法第二条第九号の二イ その特定主要構造部が、建築基準法第二条第九号の二イ その特定主要構造部が、建築基準法第二条第九号の二イ その特定主要構造部が、建築基準法第二条第九号の二イ その中定主要構造部が、建築基準法第二条第九号の二イ でのもこと。 (略) (略) (略)
るものに限る。)の建築が行われる場合であつて、当該建築物の通行又は運搬の用途に供する建築物(次のいずれにも該当すする立体的な範囲の上に位置する空間において渡り廊下その他三、道路(次号に規定するものを除く。)である都市施設を整備一・二 (略) 第三十七条の四 法第五十四条第二号の政令で定める場合は、次の第三十七条の四 法第五十四条第二号の政令で定める場合	るものに限る。)の建築が行われる場合であつて、当該建築物の通行又は運搬の用途に供する建築物(次のいずれにも該当すする立体的な範囲の上に位置する空間において渡り廊下その他一・二 (略) (法第五十四条第二号の政令で定める場合は、次の第三十七条の四 法第五十四条第二号の政令で定める場合は、次の
現	改 正 案

	Γ
	-
	_
- 60 -	

○ 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)(抄)(第六条関係)

(参事官の職務) 第百二十一条の二 する。 一~八 (略) 十七年法律第五 十七年法律第五	
の向上等に関すること。 年法律第五十三号)の世 築物のエネルギー消費は (略) 官の職務)	改
会を受けて、 の規定によるな	正
向上等に関すること。 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	案
(参事官の職務) (参事官の職務) (参事官の職務)	
はすること。 一参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌 のは定による建築物のエネルギー消費性 ネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十 では、命を受けて、次に掲げる事務を分掌	現
る建築物のエネルギー消費性向上に関する法律 (平成二十けて、次に掲げる事務を分掌	行